

奈良市公報

第70号

令和4年4月18日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
3	31	2	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	3	奈良市公報号外第17号に掲載	子ども育成課
3	31	4	奈良市公報号外第17号に掲載	住宅課
3	31	5	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	6	奈良市公報号外第17号に掲載	保育総務課
3	31	7	奈良市公報号外第17号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	8	奈良市公報号外第17号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	9	奈良市公報号外第17号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	10	奈良市公報号外第17号に掲載	障がい福祉課
3	31	11	奈良市公報号外第17号に掲載	国保年金課
3	31	12	奈良市公報号外第17号に掲載	スポーツ振興課
3	31	13	奈良市公報号外第17号に掲載	都市計画課
3	31	14	奈良市公報号外第17号に掲載	都市計画課
3	31	15	奈良市公報号外第17号に掲載	地域教育課
3	31	16	奈良市公報号外第17号に掲載	企業局経営企画課
3	31	17	奈良市公報号外第17号に掲載	企業局経営企画課
3	31	18	奈良市公報号外第17号に掲載	医療政策課
3	31	19	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	20	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	21	奈良市公報号外第17号に掲載	人事課
3	31	22	奈良市公報号外第17号に掲載	議会事務局

規 則

月	日	番号	件名	主管
3	24	5	奈良市公報号外第18号に掲載	契約課
3	24	6	奈良市公報号外第18号に掲載	国保年金課
3	31	7	奈良市公報号外第18号に掲載	法務ガバナンス課
3	31	8	奈良市公報号外第18号に掲載	地域づくり推進課
3	31	9	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課

3	31	10	奈良市公報号外第18号に掲載	福祉政策課
3	31	11	奈良市公報号外第18号に掲載	総務課
3	31	12	奈良市公報号外第18号に掲載	総務課
3	31	13	奈良市公報号外第18号に掲載	財政課
3	31	14	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課
3	31	15	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課
3	31	16	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課
3	31	17	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課
3	31	18	奈良市公報号外第18号に掲載	財政課
3	31	19	奈良市公報号外第18号に掲載	会計課
3	31	20	奈良市公報号外第18号に掲載	障がい福祉課
3	31	21	奈良市公報号外第18号に掲載	児童相談所設置推進課
3	31	22	奈良市公報号外第18号に掲載	児童相談所設置推進課
3	31	23	奈良市公報号外第18号に掲載	児童相談所設置推進課
3	31	24	奈良市公報号外第18号に掲載	子育て相談課、児童相談所設置推進課
3	31	25	奈良市公報号外第18号に掲載	人事課
3	31	26	奈良市公報号外第18号に掲載	健康増進課
3	31	27	奈良市公報号外第18号に掲載	母子保健課
3	31	28	奈良市公報号外第18号に掲載	母子保健課
3	31	29	奈良市公報号外第18号に掲載	斎苑管理課
3	31	30	奈良市公報号外第18号に掲載	スポーツ振興課
3	31	31	奈良市公報号外第18号に掲載	建築指導課
3	31	32	奈良市公報号外第18号に掲載	都市計画課
3	31	33	奈良市公報号外第18号に掲載	都市計画課
3	31	34	奈良市公報号外第18号に掲載	都市計画課
3	31	35	奈良市公報号外第18号に掲載	消防局予防課
3	31	36	奈良市公報号外第18号に掲載	保育所・幼稚園課

告 示

月	日	番号	件名	主管
3	16	142	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	17	143	放置自転車等の保管	環境政策課
3	17	144	都市計画事業の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	都市計画課
3	22	145	放置自転車等の保管	環境政策課
3	22	146	住民票の職権消除	市民課

3	22	147	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	22	148	農用地利用集積計画の決定	農政課
3	24	149	放置自転車等の保管	環境政策課
3	24	150	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	24	151	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	24	152	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	24	153	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	25	154	道路の区域変更	土木管理課
3	25	155	道路の供用開始	土木管理課
3	25	156	道路の区域決定	土木管理課
3	25	157	道路の供用開始	土木管理課
3	25	158	指定管理者の指定	地域づくり推進課
3	25	159	指定管理者の指定	地域づくり推進課
3	28	160	令和3年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
3	28	161	令和4年度奈良市一般会計予算等の要領	財政課
3	28	162	放置自転車等の処分	環境政策課
3	28	163	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	28	164	令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施)の一部改正	新型コロナウイルス ワクチン接種推進課
3	28	165	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の 指定	介護福祉課
3	29	166	事業計画のある道路の指定	建築指導課
3	29	167	事業計画のある道路の指定	建築指導課
3	30	168	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	30	169	奈良市公報号外第19号に掲載	教育総務課
3	30	170	奈良市公報号外第19号に掲載	福祉政策課
3	30	171	奈良市公報号外第19号に掲載	保育所・幼稚園課
3	30	172	奈良市公報号外第19号に掲載	福祉政策課
3	30	173	歴史的風致形成建造物の指定	奈良町にぎわい課
3	30	174	障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関から の指定の辞退の届出	障がい福祉課
3	30	175	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	30	176	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	30	177	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	30	178	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	30	179	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	30	180	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	30	181	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課

3	30	182	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
3	30	183	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
3	30	184	奈良市公報号外第19号に掲載	母子保健課
3	31	185	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更	農政課
3	31	186	奈良市森林整備計画の変更	農政課
3	31	187	奈良市公報号外第19号に掲載	児童相談所設置推進課
3	31	188	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
3	31	189	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	31	190	奈良市景観計画の変更	都市計画課
3	31	191	景観形成重点地区の指定	都市計画課
3	31	192	都市景観形成基準の廃止	都市計画課
3	31	193	奈良市公報号外第19号に掲載	都市計画課
3	31	194	奈良市公報号外第19号に掲載	都市計画課
3	31	195	奈良市公報号外第19号に掲載	都市計画課
3	31	196	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	31	197	奈良市公報号外第19号に掲載	奈良町にぎわい課
3	31	198	奈良市公報号外第19号に掲載	障がい福祉課
3	31	199	奈良市公報号外第19号に掲載	保育所・幼稚園課
3	31	200	奈良市公報号外第19号に掲載	危機管理課
3	31	201	奈良市公報号外第19号に掲載	健康増進課
3	31	202	奈良市公報号外第19号に掲載	人事課

訓 令 甲

月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
3	31	2	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
3	31	3	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
3	31	4	奈良市公報号外第20号に掲載	児童相談所設置推進課
3	31	5	奈良市公報号外第20号に掲載	人事課

監 査

月	日	番号	件名
3	28	2	住民監査請求に係る監査結果の公表
3	28	3	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知
3	28	4	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知
3	30	5	定期監査の実施
3	30	6	定期監査の実施

3	30	7	包括外部監査の結果に関する報告の公表	
3	30	8	奈良市公報号外第20号に掲載	
3	30	9	奈良市公報号外第20号に掲載	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
3	25	8	奈良市公報号外第20号に掲載	給排水課
3	30	4	奈良市公報号外第20号に掲載	下水道事業課
3	30	5	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	30	6	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	30	7	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	30	9	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
3	31	10	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止	共同事務推進課
3	31	8	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	9	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	10	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	11	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	12	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	13	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	14	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	15	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
3	31	16	奈良市公報号外第20号に掲載	企業総務課
消 防				
月	日	番号	件 名	主 管
3	31	1	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
3	31	2	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
3	31	3	奈良市公報号外第20号に掲載	総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
3	18	4	定例教育委員会の開催	教育政策課
3	25	5	奈良市公報号外第20号に掲載	文化財課
3	25	6	奈良市公報号外第20号に掲載	教育総務課
3	25	7	奈良市公報号外第20号に掲載	教育総務課
3	31	3	奈良市公報号外第20号に掲載	教育総務課
3	31	4	奈良市公報号外第20号に掲載	教育総務課
3	31	1	奈良市公報号外第20号に掲載	教育総務課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	

3	31	6	選挙管理委員会委員長の退職
3	31	7	選挙管理委員会委員長の就任
3	31	8	選挙管理委員会委員長職務代理者の指定

告

示

奈良市告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年3月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年11月26日 奈良市指令整開 第21A-17号

令和4年2月24日 奈良市指令整開 第21A-17-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年3月16日 第1803号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺北町三丁目398番、397番1及び399番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西成区天下茶屋一丁目17番3号

株式会社喜仙荘 代表取締役 喜多尾 仁孝

(令和4年3月16日揭示済)

奈良市告示第143号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年3月17日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和4年3月17日揭示済)

奈良市告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定に準用する同法第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供する。

令和4年3月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・4・128号 大安寺柏木線
- 2 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和4年3月17日揭示済)

奈良市告示第145号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和4年3月22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和4年3月22日揭示済)

奈良市告示第146号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈

良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和4年3月22日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和4年3月22日揭示済)

奈良市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山本 哲也 奈良市押上町39番地の1	迎田 充弘 奈良市押上町10番地

2 変更の年月日

令和4年1月23日

(令和4年3月22日揭示済)

奈良市告示第148号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年3月22日

奈良市長 仲川元庸

(令和4年3月22日揭示済)

奈良市告示第149号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年3月24日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年3月24日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和4年3月24日揭示済)

奈良市告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年3月24日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年12月10日 奈良市指令整開 第21A-23号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年3月24日 第1804号

公共施設 令和4年3月24日 第894号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市北之庄町658番1、658番6、658番7及び658番8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市神殿町630番地の6

特定非営利活動法人 みつわ会 理事長 六十谷 進

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市北之庄町658番7及び658番8

(令和4年3月24日揭示済)

奈良市告示第151号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示する。

令和4年3月24日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
令和2年 8月7日	寺本 正治	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	内科(小腸機能障害)

(令和4年3月24日揭示済)

奈良市告示第152号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示する。

令和4年3月24日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
令和2年 8月7日	高山 政樹	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	消化器内科(小腸機能 障害)

(令和4年3月24日掲示済)

奈良市告示第153号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示する。

令和4年3月24日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目(障害名)
令和2年 8月7日	西尾 昭宏	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102-1	消化器内科(肝臓機能 障害・小腸機能障害)

(令和4年3月24日掲示済)

奈良市告示第154号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	東部第285号線	奈良市横井町960番106地先から 奈良市横井町924番6地先まで	前	3.4~6.2	185.0	
			後	4.0~9.0	185.0	

(令和4年3月25日掲示済)

奈良市告示第155号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	区間		延長(m) 幅員(m)
1	東部第285号線	奈良市横井町960番106地先 から	奈良市横井町924番6地先 まで	L=185.0 W=4.0~9.0

(令和4年3月25日掲示済)

奈良市告示第156号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

奈良市長 仲川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	延長(m) 幅員(m)
1	北部第818号線	奈良市白毫寺町1195番3地 先から	奈良市横井町924番6地先 まで	L=162.6 W=8.2~42.5

(令和4年3月25日揭示済)

奈良市告示第157号

道路法(昭和27年法律第180条)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	延長(m) 幅員(m)
1	東部第285号線	奈良市白毫寺町1195番3地先から	奈良市横井町924番6地先まで	L=162.6 W=8.2~42.5

(令和4年3月25日揭示済)

奈良市告示第158号

奈良市伏見地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市菅原東一丁目21番21号
奈良市伏見地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市疋田町二丁目2番21号
伏見地区自治連合会
会長 山口 誠
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市伏見地域ふれあい会館の利用に関する事。
(2) 奈良市伏見地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(令和4年3月25日揭示済)

奈良市告示第159号

奈良市明治地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北永井町508番地の2
奈良市明治地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市神殿町123番地
明治地区自治協議会
会長 山口 清和
- 3 指定管理者の指定の期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市明治地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市明治地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(令和4年3月25日揭示済)

奈良市告示第160号

令和4年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算(第16号)
- 2 令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 3 令和3年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 令和3年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 4 令和3年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 5 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算(第2号)
- 6 令和3年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)
- 7 令和3年度奈良市下水道事業会計補正予算(第1号)

令和3年度奈良市一般会計
補正予算(第16号)

令和3年度奈良市の一般会計補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,810,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,349,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算修正

歳入

款	項	修正前の額	修正額	計
1. 市 税		50,743,090	750,000	51,493,090
	1. 市 民 税	24,869,073	450,000	25,319,073
	2. 固 定 資 産 税	19,125,560	300,000	19,425,560
12. 地 方 交 付 税		14,918,704	2,117,458	17,036,162
	1. 地 方 交 付 税	14,918,704	2,117,458	17,036,162
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		740,655	660	741,315
	1. 分 担 金	5,450	660	6,110
16. 国 庫 支 出 金		45,018,096	682,871	45,700,967
	1. 国 庫 負 担 金	21,192,629	245,000	21,437,629
	2. 国 庫 補 助 金	15,265,007	49,853	15,314,860
	4. 国 庫 交 付 金	8,445,448	388,018	8,836,466
17. 県 支 出 金		11,092,879	144,764	11,237,643
	1. 県 負 担 金	5,969,629	122,500	6,092,129
	2. 県 補 助 金	3,223,410	17,264	3,240,674
	4. 県 交 付 金	1,605,552	5,000	1,610,552
19. 寄 附 金		252,200	6,300	258,500
	1. 寄 附 金	252,200	6,300	258,500
23. 市 債		15,931,600	1,108,500	17,040,100
	1. 市 債	15,931,600	1,108,500	17,040,100
歳 入 合 計		158,538,448	4,810,553	163,349,001

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,932,095	8,228	13,940,323
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,126,227	8,228	1,134,455
3. 民生費		76,682,453	514,925	77,197,378
	1. 社会福祉費	35,259,148	514,925	35,774,073
6. 農林水産業費		662,760	34,754	697,514
	1. 農林費	662,760	34,754	697,514
9. 土木費		11,126,373	540,000	11,666,373
	6. 住宅費	516,730	540,000	1,056,730
11. 教育費		11,589,097	1,602,631	13,191,728
	1. 教育総務費	2,763,920	13,336	2,777,256
	2. 小学校費	1,859,660	515,892	2,375,552
	3. 中学校費	926,191	1,050,730	1,976,921
	4. 高等学校費	1,010,592	2,700	1,013,292
	6. 社会教育費	1,412,418	19,973	1,432,391
14. 諸支出金		309,138	2,110,015	2,419,153
	3. 減債基金	17,940	2,110,015	2,127,955
歳出合計		158,538,448	4,810,553	163,349,001

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			41,528 ^{千円}
	1. 総務管理費	自治会等活動推進経費	2,000
		スポーツ施設整備事業	14,000
	2. 企画費	文化振興施設整備事業	17,300
4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	8,228	
3. 民生費			5,945,507
	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業経費	5,820,774
		環境改善施設整備事業	33,000
		高齢者福祉施設整備事業	7,730
	2. 児童福祉費	保育士等処遇改善臨時特例補助経費	28,216
		子育て世帯臨時特別給付金事業経費	50,087
児童福祉施設整備事業		5,700	
4. 衛生費			23,500
	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	3,500
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	20,000
6. 農林水産業費			67,939
	1. 農林費	機構集積支援事業事務経費	264
		農村地域整備開発促進経費	5,000
		土地基盤整備事業	62,367
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	308
7. 商工費			5,000
1. 商工費	企業誘致推進経費	5,000	

款	項	事業名	金額
8. 観光費			千円 4,381
	1. 観光費	観光施設整備事業	4,381
9. 土木費			2,904,527
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	16,000
		道路橋梁新設改良事業	1,016,666
	3. 河川費	河川堤防改修事業	54,600
	4. 都市計画費	屋外広告物事務経費	1,140
		街路事業	1,498,041
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	273,300
		公園事業	39,896
6. 住宅費	住宅維持補修経費	4,884	
11. 教育費			2,417,212
	1. 教育総務費	教育情報化推進経費	13,336
	2. 小学校費	小学校運営管理経費	54,900
		小学校施設整備事業	1,039,976
	3. 中学校費	中学校運営管理経費	25,650
		中学校施設整備事業	1,134,448
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	2,700
		高等学校施設整備事業	71,000
	5. 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	43,000
	6. 社会教育費	公民館運営管理経費	12,229
指定文化財補助経費		19,973	
合 計			11,409,594

第3表 債務負担行為補正

1. 変更分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
一条高等学校・中学校 校舎建設事業	令和3年度から 令和6年度まで	千円 3,400,000	令和3年度から 令和4年度まで	千円 60,000

第4表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
土地基盤整備事業	千円 19,800	千円 30,300
義務教育施設整備事業	738,400	1,836,400
計	15,931,600	17,040,100

令和3年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
- 2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		千円 -	千円 540,000	千円 540,000
	1. 一般会計繰入金	-	540,000	540,000
2. 諸収入		543,639	△ 540,000	3,639
	1. 雑入	543,639	△ 540,000	3,639
歳入合計		543,639	-	543,639

(註) 「第1款 諸収入」を「第2款 雑収入」に改める。

令和3年度奈良市土地区画整理事業
特別会計補正予算(第1号)

令和3年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
J R 奈良駅南 2. 地区土地地区面 整理事業費			千円 309,852
	I. J R 奈良駅南 地区土地地区面 整理事業費	J R 奈良駅南地区 土地地区面整理事業	309,852
合 計			309,852

令和3年度奈良市介護保険 特別会計補正予算(第2号)

令和3年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ149,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,475,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		7,601,733	35,462	7,637,195
	1. 国庫負担金	5,753,690	29,800	5,783,490
	2. 国庫補助金	1,848,043	5,662	1,853,705
3. 支払基金交付金		8,868,297	76,288	8,944,585
	1. 支払基金交付金	8,868,297	76,288	8,944,585
4. 県支出金		4,766,470	18,625	4,785,095
	1. 県負担金	4,491,285	18,625	4,509,910
6. 繰入金		5,219,859	18,625	5,238,484
	1. 一般会計繰入金	5,211,592	18,625	5,230,217
歳入合計		34,326,471	149,000	34,475,471

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		31,523,000	149,000	31,672,000
	1. 介護サービス等諸費	31,523,000	149,000	31,672,000
歳出合計		34,326,471	149,000	34,475,471

令和3年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)

令和3年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ360,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,153,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		5,396,429 ^{千円}	360,000 ^{千円}	5,756,429 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	5,396,429	360,000	5,756,429
歳入合計		6,793,000	360,000	7,153,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		6,515,450 ^{千円}	360,000 ^{千円}	6,875,450 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	6,515,450	360,000	6,875,450
歳出合計		6,793,000	360,000	7,153,000

令和3年度奈良市病院事業会計
補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度奈良市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,663,160千円	908,866千円	2,572,026千円
第2項 医業外収益	1,452,917千円	908,866千円	2,361,783千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,708,186千円	908,866千円	2,617,052千円
第1項 医業費用	1,580,882千円	908,866千円	2,489,748千円

令和3年度奈良市水道事業会計
補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和3年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度奈良市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	9,262,000千円	201,419千円	9,463,419千円
第2項 営業外収益	1,537,598千円	201,419千円	1,739,017千円

令和3年度奈良市下水道事業会計
補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和3年度奈良市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度奈良市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,157,000千円	194,063千円	8,351,063千円
第1項 営業費用	7,592,094千円	194,063千円	7,786,157千円

(令和4年3月28日揭示済)

奈良市告示第161号

令和4年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和4年度奈良市一般会計予算
- 2 令和4年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 3 令和4年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 4 令和4年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 5 令和4年度奈良市介護保険特別会計予算
- 6 令和4年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 7 令和4年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 令和4年度奈良市病院事業会計予算
- 9 令和4年度奈良市水道事業会計予算
- 10 令和4年度奈良市下水道事業会計予算

令和4年度奈良市一般会計予算

令和4年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,620,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		52,336,205 ^{千円}
	1. 市 民 税	25,270,093
	2. 固 定 資 産 税	20,166,261
	3. 軽 自 動 車 税	707,386
	4. 市 た ば こ 税	1,734,727
	5. 入 湯 税	16,170
	6. 事 業 所 税	1,009,083
	7. 都 市 計 画 税	3,432,485
2. 地 方 譲 与 税		874,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	270,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	540,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	64,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		7,700,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	7,700,000

款	項	金額
8. ゴルフ場利用税交付金		300,000 ^{千円}
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
9. 環境性能割交付金		150,000
	1. 環境性能割交付金	150,000
10. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,060
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,060
11. 地方特例交付金		330,000
	1. 地方特例交付金	330,000
12. 地方交付税		17,600,000
	1. 地方交付税	17,600,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		753,947
	1. 分担金	4,235
	2. 負担金	749,712
15. 使用料及び手数料		2,570,288
	1. 使用料	1,777,891
	2. 手数料	792,397
16. 国庫支出金		29,088,719
	1. 国庫負担金	20,616,431
	2. 国庫補助金	3,064,888
	3. 国庫委託金	144,624
	4. 国庫交付金	5,262,776

款	項	金額
17. 県支出金		10,237,299 ^{千円}
	1. 県負担金	6,215,224
	2. 県補助金	2,153,827
	3. 県委託金	320,745
	4. 県交付金	1,547,503
18. 財産収入		679,581
	1. 財産運用収入	256,070
	2. 財産売却収入	423,511
19. 寄附金		721,750
	1. 寄附金	721,750
20. 繰入金		396,647
	1. 特別会計繰入金	4,154
	2. 基金繰入金	392,493
21. 諸収入		2,966,004
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	304
	3. 貸付金元利収入	617,485
	4. 雑収入	2,118,215
22. 市債		9,352,500
	1. 市債	9,352,500
歳入合計		138,620,000

歳出

款	項	金額
1. 議会費		662,128 ^{千円}
	1. 議会費	662,128
2. 総務費		15,379,808
	1. 総務管理費	10,988,668
	2. 企画費	1,759,780
	3. 徴税費	1,374,892
	4. 戸籍住民基本台帳費	853,263
	5. 選挙費	308,338
	6. 統計調査費	30,216
	7. 監査委員費	64,651
3. 民生費		64,820,146
	1. 社会福祉費	30,112,831
	2. 児童福祉費	21,681,859
	3. 生活保護費	12,834,590
	4. 国民年金事務費	190,866
4. 衛生費		12,308,870
	1. 保健衛生費	4,973,888
	2. 保健所費	1,500,492
	3. 清掃費	5,685,819
	4. 上水道費	148,671
5. 労働費		103,590
	1. 労働諸費	103,590

款	項	金額
6. 農 林 水 産 業 費		704,628 ^{千円}
	1. 農 林 費	704,628
7. 商 工 費		932,495
	1. 商 工 費	932,495
8. 観 光 費		1,070,110
	1. 観 光 費	1,070,110
9. 土 木 費		9,909,439
	1. 土 木 管 理 費	136,601
	2. 道 路 橋 梁 費	3,532,087
	3. 河 川 費	319,513
	4. 都 市 計 画 費	4,005,830
	5. 下 水 道 費	1,356,654
	6. 住 宅 費	558,754
10. 消 防 費		4,071,146
	1. 消 防 費	4,071,146
11. 教 育 費		10,774,860
	1. 教 育 総 務 費	3,123,616
	2. 小 学 校 費	1,226,280
	3. 中 学 校 費	784,721
	4. 高 等 学 校 費	936,514
	5. 幼 稚 園 費	805,013
	6. 社 会 教 育 費	1,293,839
	7. 保 健 体 育 費	2,604,877

款	項	金額
12. 災害復旧費		64,000 ^{千円}
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	32,000
	2. 土木施設災害復旧費	32,000
13. 公債費		17,499,875
	1. 公債費	17,499,875
14. 諸支出金		268,905
	1. 地元公共事業基金	249,722
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	14,183
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		138,620,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期間	限度額
防犯カメラ電柱添架料		令和4年度から 令和8年度まで	528 ^{千円}
マイナポータルシステム利用料		令和4年度から 令和5年度まで	350
情報システム機器廃棄委託		令和4年度から 令和5年度まで	1,881
奈良市鴻ノ池陸上競技場備品購入経費		令和4年度から 令和5年度まで	10,000
奈良市鴻ノ池陸上競技場改修工事		令和4年度から 令和5年度まで	194,000
急速充電器保守点検業務委託		令和4年度から 令和5年度まで	388
災害時通信用IP無線機賃借料		令和4年度から 令和9年度まで	27,758
奈良市ならまちセンター外壁改修工事		令和4年度から 令和5年度まで	140,000

事 項	期 間	限 度 額
奈良市ならまちセンター非常用蓄電池更新工事	令和4年度から 令和5年度まで	27,000 ^{千円}
奈良市ならまちセンタートイレ改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	12,000
奈良市ならまちセンター高圧受電設備改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	2,000
奈良市ならまちセンター空調設備改修工事	令和4年度から 令和5年度まで	1,300
税額通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	17,000
知事及び県議会議員選挙費	令和4年度から 令和5年度まで	52,000
行旅死亡人葬祭委託	令和4年度から 令和5年度まで	2,194
子ども園・保育園給食食材調達経費	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
子ども園・保育園給食調理員等検便手数料	令和4年度から 令和5年度まで	600
子ども園給食調理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	80,000
私立認定子ども園施設整備費補助事業	令和4年度から 令和5年度まで	357,783
放課後児童健全育成事業団体傷害保険料	令和4年度から 令和5年度まで	3,400
がん検診受診券印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	4,000
家庭系ごみ収集運搬業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	284,000
最終処分地没出水処理用薬品購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	21,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	75,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	93,000
環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	25,500
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	20,000
環境清美工場高圧洗浄機賃借料	令和4年度から 令和5年度まで	750
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	令和4年度から 令和5年度まで	8,400
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料	令和4年度から 令和5年度まで	7,000
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	15,000
衛生浄化センター生活環境等測定手数料	令和4年度から 令和5年度まで	2,400

事 項	期 間	限 度 額
橋梁長寿命化修繕・耐震補強工事現場技術業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	15,000 ^{千円}
1号跨道橋ほか2橋長寿命化修繕・耐震補強工事	令和4年度から 令和5年度まで	172,000
都市計画道路網検証業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	11,000
都市計画マスタープラン改訂業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	8,000
立地適正化計画策定業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	3,000
八条・大安寺周辺地区まちづくり検討調査業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	140,000
大和中央道（敷島工区）街路整備工事	令和4年度から 令和5年度まで	200,000
空き家総合窓口業務委託	令和4年度から 令和7年度まで	10,967
感染性廃棄物収集運搬手数料	令和4年度から 令和5年度まで	2,492
田原小中学校スクールバス運行业務委託	令和4年度から 令和5年度まで	7,000
児童用防犯ブザー購入経費	令和4年度から 令和5年度まで	1,200
一条高等学校・中学校校舎建設事業	令和4年度から 令和6年度まで	3,250,000
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,386
学校給食献立印刷経費	令和4年度から 令和5年度まで	2,000
学校給食調理員等検便手数料	令和4年度から 令和5年度まで	1,200
学校給食食材調達経費	令和4年度から 令和5年度まで	104,415
東部地域学校給食食材配送業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	5,500
指定管理者による奈良市伏見地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市明治地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	701,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
スポーツ施設整備事業	208,000	＊	＊	＊
福祉施設整備事業	347,400	＊	＊	＊
環境改善事業	13,200	＊	＊	＊
保健衛生施設整備事業	62,000	＊	＊	＊
清掃施設整備事業	154,200	＊	＊	＊
土地基盤整備事業	18,100	＊	＊	＊
商工施設整備事業	4,000	＊	＊	＊
観光施設整備事業	61,400	＊	＊	＊
道路事業	1,605,100	＊	＊	＊
河川事業	151,700	＊	＊	＊
都市計画事業	1,238,300	＊	＊	＊
公営住宅建設事業	93,900	＊	＊	＊
消防施設整備事業	167,600	＊	＊	＊
教育振興施設整備事業	54,600	＊	＊	＊
義務教育施設整備事業	261,400	＊	＊	＊
中高一貫校施設整備事業	198,600	＊	＊	＊
社会教育施設整備事業	68,500	＊	＊	＊
災害復旧事業	43,000	＊	＊	＊
臨時財政対策	3,900,000	＊	＊	＊
計	9,352,500			

令和4年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計予算

令和4年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 県支出金		833 ^{千円}
	1. 県補助金	833
2. 諸収入		6,667
	1. 雑入	6,667
歳入合計		7,500

歳出

款	項	金額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		7,500 ^{千円}
	1. 総務管理費	7,500
歳出合計		7,500

令和4年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3款事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		6,822,506 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	6,822,506
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手数料	120
3. 県支出金		27,291,143
	1. 県補助金	27,291,143
4. 財産収入		360
	1. 財産運用収入	360
5. 繰入金		2,511,487
	1. 一般会計繰入金	2,511,487
6. 諸収入		74,384
	1. 延滞金及び過料	5,001
	2. 雑入	68,883
	3. 療養費等指定公費返還金	500
歳入合計		36,700,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		437,899 ^{千円}
	1. 総務管理費	354,309
	2. 賦課徴収費	82,862
	3. 運営協議会費	728
2. 保険給付費		25,387,613
	1. 給付諸費	25,387,613
3. 事業費納付金		10,475,000
	1. 医療給付費金 事業費納付金	7,257,000
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,357,000
	3. 介護納付金 事業費納付金	861,000
4. 共同事業拠出金		17
	1. 共同事業拠出金	17
5. 保健事業費		359,248
	1. 特定健康診査等事業費	308,419
	2. 保健事業費	50,829
6. 基金積立金		360
	1. 基金積立金	360
7. 諸支出金		39,863
	1. 還付及び還付加算金	39,363
	2. 療養費等指定公費立替金	500
歳出合計		36,700,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	5,500 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	8,100
特定健康診査受診券印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	2,000

令和4年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

令和4年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,074,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国庫支出金		16,100 ^{千円}
	1. 国庫交付金	16,100
2. 保留地処分金収入		25,000
	1. 保留地処分金収入	25,000
3. 繰入金		937,800
	1. 一般会計繰入金	937,800
4. 市債		95,100
	1. 市債	95,100
歳入合計		1,074,000

歳出

款	項	金額
1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費		251,760 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費	251,760
2. JR奈良駅南地区 土地地区画整理事業費		284,090
	1. JR奈良駅南地区 土地地区画整理事業費	284,090
3. 公債費		538,150
	1. 公債費	538,150
歳出合計		1,074,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	10,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
JR奈良駅南地区 土地区画整理事業	85,100	*	*	*
計	95,100			

令和4年度奈良市介護保険 特別会計予算

令和4年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保 險 料		7,651,317 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	7,651,317
2. 国 庫 支 出 金		7,819,649
	1. 国 庫 負 担 金	5,920,792
	2. 国 庫 補 助 金	1,898,857
3. 支 払 基 金 交 付 金		9,113,264
	1. 支 払 基 金 交 付 金	9,113,264
4. 県 支 出 金		4,895,484
	1. 県 負 担 金	4,619,315
	2. 県 補 助 金	276,169
5. 財 産 取 入		6,200
	1. 財 産 運 用 取 入	6,200
6. 繰 入 金		5,508,229
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	5,301,896
	2. 基 金 繰 入 金	206,333
7. 諸 取 入		5,857
	1. 雑 入	5,857
歳 入 合 計		35,000,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		653,388 ^{千円}
	1. 総務管理費	280,595
	2. 賦課徴収費	25,365
	3. 介護認定審査会費	347,428
2. 保険給付費		32,431,100
	1. 介護サービス等諸費	32,431,100
3. 地域支援事業費		1,898,112
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,321,731
	2. 包括的支援事業費・任意事業費	576,381
4. 基金積立金		6,200
	1. 基金積立金	6,200
5. 諸支出金		11,200
	1. 償還金及び還付加算金	11,200
歳出合計		35,000,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画等策定業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	8,300 ^{千円}
介護保険料通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	8,500
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	令和4年度から 令和5年度まで	4,471

令和4年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

令和4年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		751 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	751
2. 繰越金		14,741
	1. 繰越金	14,741
3. 諸収入		25,508
	1. 貸付金元利収入	21,108
	2. 雑収入	4,400
歳入合計		41,000

歳出

款	項	金額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		36,846 ^{千円}
	1. 総務管理費	11,962
	2. 貸付金	24,884
2. 諸支出金		4,154
	1. 繰出金	4,154
歳出合計		41,000

令和4年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

令和4年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		6,338,934 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	6,338,934
2. 繰入金		1,256,169
	1. 一般会計繰入金	1,256,169
3. 繰越金		31,000
	1. 繰越金	31,000
4. 諸収入		243,897
	1. 延滞金・加算金及び過料	856
	2. 償還金及び還付加算金	8,660
	3. 雑入	234,381
歳入合計		7,870,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		89,482 ^{千円}
	1. 総務管理費	70,012
	2. 徴収費	19,470
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		7,564,979
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	7,564,979
3. 保健事業費		215,539
	1. 健康保持増進事業費	215,539
歳出合計		7,870,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	4,300 ^{千円}
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和4年度から 令和5年度まで	2,000

令和4年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病床数	一般病床	349床
	感染症病床	1床
2. 年間患者数		
(1) 入院		95,630人
(2) 外来		187,813人
3. 1日平均患者数		
(1) 入院		262人
(2) 外来		641人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		2,501,407千円
第1項 医業収益		58,625千円
第2項 医業外収益		2,292,749千円
第3項 看護師養成事業収益		143,105千円
第4項 特別利益		6,928千円
支 出		
第1款 病院事業費用		2,567,100千円
第1項 医業費用		2,417,943千円
第2項 医業外費用		413千円
第3項 看護師養成事業費用		143,210千円
第4項 特別損失		4,034千円
第5項 予備費		1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			184,400千円
第1項 補助金			1,482千円
第2項 負担金			182,918千円
	支	出	
第1款 資本的支出			184,400千円
第1項 建設改良費			1,482千円
第2項 企業債償還金			182,918千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 第1項 医業費用
- 第2項 医業外費用
- 第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 51,742千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,579千円である。

令和4年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	178,910戸
2. 年間総給水量	42,841,382㎡
3. 1日平均給水量	117,373㎡
4. 主要な建設改良事業	3,650,322千円
(1) 配水施設整備費	270,259千円
(2) 配水施設費	17,872千円
(3) 施設費	899,116千円
(4) 配水施設改良費	961,455千円
(5) 受託配水管改良費	167,123千円
(6) 東部地域建設改良費	142,992千円
(7) 都祁地域建設改良費	704,334千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	487,171千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		9,520,000千円
第1項 営業収益		7,698,313千円
第2項 営業外収益		1,821,672千円
第3項 特別利益		15千円
	支	出
第1款 水道事業費用		9,144,000千円
第1項 営業費用		8,673,888千円

第2項 営業外費用	452,638千円
第3項 特別損失	7,474千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,495,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,435,553千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,447千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,542,000千円
第1項 企業債	1,784,900千円
第2項 固定資産売却代金	2,779千円
第3項 補助金	257,546千円
第4項 負担金	217,465千円
第5項 分担金	279,310千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,037,000千円
第1項 建設改良費	3,857,968千円
第2項 固定資産取得費	46,887千円
第3項 企業債償還金	1,122,145千円
第4項 予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	(仮称) 飛鳥ポンプ所 築造工事	千円 341,000	4	千円 44,123
				5	192,970
				6	103,907

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	都祁水道事業	436,700	4	174,680
		中央監視制御システム更新工事		5	262,020
		月ヶ瀬簡易水道事業	257,400	4	102,960
		中央監視制御システム更新工事		5	154,440

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	1,784,900	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,395,079千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 児童手当補助金 | 11,071千円 |
| (2) 都祁地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 | 102,897千円 |
| (3) 月ヶ瀬地域に係る簡易水道事業債元利償還補助金 | 13,319千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、120,000千円と定める。

令和4年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 水洗化人口	318,480人
2. 年間有収水量	36,370,000㎡
3. 1日平均有収水量	99,644㎡
4. 主要な建設改良事業	1,023,537千円
(1) 管渠建設費	111,688千円
(2) 管渠改良費	415,000千円
(3) 処理場建設改良費	217,800千円
(4) 流域下水道整備事業費	279,049千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		8,698,000千円
第1項 営業収益		5,914,374千円
第2項 営業外収益		2,783,618千円
第3項 特別利益		8千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		8,364,000千円
第1項 営業費用		7,876,083千円
第2項 営業外費用		479,029千円
第3項 特別損失		3,888千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,933,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,902,404千円及び当年度分損益勘定留保資金30,596千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,569,000千円
第1項 企業債	1,750,000千円
第2項 他会計補助金	564,467千円
第3項 国庫補助金及び交付金	208,525千円
第4項 県補助金	5,053千円
第5項 負担金等	40,955千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,502,000千円
第1項 建設改良費	1,073,753千円
第2項 固定資産取得費	1,165千円
第3項 企業債償還金	3,427,082千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資幹線事業に伴う利子補給（公共下水道分）	令和4年度から令和8年度まで	融資総額33,000千円を限度とする 年利1.00%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	令和4年度から令和8年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹線事業に伴う利子補給（農業集落排水処理施設分）	令和4年度から令和8年度まで	融資総額11,100千円を限度とする 年利1.00%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（農業集落排水処理施設分）	令和4年度から令和8年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,750,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 284,057千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計から補助を受ける金額は、1,285,768千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。

(令和4年3月28日揭示済)

奈良市告示第162号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和4年3月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和4年3月28日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年8月3日、同月6日、同月10日、同月12日、同月23日及び同月27日

(令和4年3月28日揭示済)

奈良市告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年3月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年11月17日 奈良市指令整開 第21A-16号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1 工区)

開発行為 令和4年3月28日 第1805号

公共施設 令和4年3月28日 第895号

3 開発区域に含まれる地域

(1 工区)

奈良市大安寺町505番3 他27筆 (別紙参照)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町871番地の1

株式会社いそかわ 代表取締役 安東 和彦

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1 工区)

道路：奈良市大安寺町525番2の一部

緑地：奈良市大安寺町507番2の一部、508番3の一部、509番3の一部、519番2の一部及び525番2の一部

防火水槽：奈良市大安寺町511番1の一部及び512番の一部

雨水貯留槽：奈良市大安寺町508番3の一部、509番3の一部、510番3の一部、511番1の一部、511番2の一部、514番1の一部、514番2の一部、519番1の一部及び519番2の一部

別紙

・開発区域に含まれる地域

(全体) 奈良市大安寺町

505番3、506番1、506番2、507番1の一部、507番2、507番3、508番3、509番3、510番1、510番3、511番1、511番2、512番、513番1、513番2、513番3、514番1、514番2、515番1、515番2、515番3、516番

1、516番2、516番3、517番1、517番3、519番1、519番2及び525番2

(1工区) 奈良市大安寺町

505番3、506番1、506番2、507番1の一部、507番2、507番3、508番3、509番3、510番1の一部、510番3の一部、511番1、511番2、512番、513番1、513番2、513番3、514番1の一部、514番2の一部、515番1の一部、515番2、515番3の一部、516番1の一部、516番2の一部、516番3の一部、517番1の一部、519番1の一部、519番2及び525番2

(令和4年3月28日掲示済)

奈良市告示第164号

令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和4年3月25日から適用する。

令和4年3月28日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

予防接種の種類	ワクチンの種類	予防接種の対象者の範囲		予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
新型コロナウイルス感染症	コミナティ筋注(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則第7条第1項第1号に規定する方法)	初回接種(予防接種実施規則附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。)	12歳以上の者	令和3年4月12日から令和4年9月30日まで	厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場
		追加接種(予防接種実施規則附則第8条第1項の追加接種をいう。以下同じ。)			
	コミナティ筋注 5~11歳用(予防接種実施規則附則第7条第1項第4号に規定する方法)	初回接種	5歳以上11歳以下の者	令和4年2月21日から同年9月30日まで	
スパイクバックス筋注(旧販売名:COVID-19ワクチンモデルナ筋注)(予防接種実施規則附則第7条第1項第2号に規定する方法)	初回接種	12歳以上の者	令和3年6月14日から		
		追加接種	18歳以上の者	令和4年9月30日まで	

(令和4年3月28日掲示済)

奈良市告示第165号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和4年3月28日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990400190	地域密着型通所介護	株式会社ルリアン	奈良県天理市樺本町2098-1	デイサービスりあん天理	奈良県天理市樺本町2098-1

(令和4年3月29日揭示済)

奈良市告示第166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和4年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
令和4年3月29日
- 2 指定した道路の名称
市道南部第50号線
- 3 指定した道路の幅員
6.0m
- 4 指定した道路の延長
93.0m
- 5 指定した道路の区域
奈良市恋の窪二丁目230番221地先から奈良市恋の窪二丁目233番16地先まで

(令和4年3月29日揭示済)

奈良市告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和4年3月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
令和4年3月29日
- 2 指定した道路の名称
 - ① 西九条佐保線
 - ② 区画道路9号線
 - ③ 区画道路10号線
 - ④ 区画道路18号線
 - ⑤ 区画道路19号線
 - ⑥ 区画道路21号線
- 3 指定した道路の幅員
 - ① 23.0m
 - ② 6.0m
 - ③ 6.0m
 - ④ 6.0m
 - ⑤ 6.0m
 - ⑥ 6.0m
- 4 指定した道路の延長
 - ① 38.0m
 - ② 27.5m
 - ③ 141.0m
 - ④ 16.5m
 - ⑤ 23.0m
 - ⑥ 70.0m
- 5 指定した道路の区域

- ① 奈良市大森西町644番1地先から奈良市大森西町191番1地先まで
- ② 奈良市大森西町653番2地先から奈良市大森西町649番地先まで
- ③ 奈良市大森西町649番地先から奈良市大森西町178番地先まで
- ④ 奈良市大安寺七丁目669番2地先から奈良市大安寺七丁目669番1地先まで
- ⑤ 奈良市大安寺七丁目675番15地先から奈良市大安寺七丁目676番6地先まで
- ⑥ 奈良市大森町103番1地先から奈良市大安寺七丁目669番1地先まで

(令和4年3月29日揭示済)

奈良市告示第168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和4年2月28日 奈良市指令整開 第21A-26号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和4年3月30日 第1806号
公共施設 令和4年3月30日 第896号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市南京終町673番3、680番1及び681番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市南京終町686番地
石井 彌
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路：奈良市南京終町673番3の一部

(令和4年3月30日揭示済)

奈良市告示第173号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 歴史的風致形成建造物の指定番号
第31号
- 2 歴史的風致形成建造物の指定年月日
令和4年3月30日
- 3 歴史的風致形成建造物の名称
旧和田家住宅
- 4 歴史的風致形成建造物の概要
主屋(木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺)
- 5 歴史的風致形成建造物の所在地
奈良市脇戸町11番地

(令和4年3月30日揭示済)

奈良市告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定辞退につき、同法第69条第3号の規定に基づき告示する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定辞退年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	指定辞退する医療の種類
令和元年 5月31日	奈良西部病院	奈良市三碓町2143-1	医療法人拓生会 理事長 櫻井 立良	整形外科に関する医療

(令和4年3月30日掲示済)

奈良市告示第175号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 8月27日	有田 憲生	医療法人社団生和会ならまちリハビリテーション病院	奈良市杉ヶ町57番1	内科・リハビリテーション科（肢体不自由）

(令和4年3月30日掲示済)

奈良市告示第176号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 8月27日	中谷 麗子	医療法人岡谷会おかたに病院	奈良市南京終町一丁目25-1	リハビリテーション科・内科（肢体不自由）

(令和4年3月30日掲示済)

奈良市告示第177号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 8月27日	藤本 憲太	奈良県総合医療センター	奈良市七条西町二丁目897-5	脳神経外科（肢体不自由）

(令和4年3月30日掲示済)

奈良市告示第178号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 9月1日	菱矢 直邦	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	感染制御内科（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

(令和 4 年 3 月 30 日掲示済)

奈良市告示第 179 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和 2 年 9 月 30 日	大寶 英矢	奈良セントラル 病院	奈良市石木町 800	整形外科（肢体不自由）

(令和 4 年 3 月 30 日掲示済)

奈良市告示第 180 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和 3 年 3 月 29 日	星山 信男	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1	内科・呼吸器内科（呼吸器機能 障害）

(令和 4 年 3 月 30 日掲示済)

奈良市告示第 181 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和 3 年 3 月 30 日	仁科 健	奈良県総合医療 センター	奈良市七条西町二丁目 897-5	心臓血管外科（心臓機能障害）

(令和 4 年 3 月 30 日掲示済)

奈良市告示第 182 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 3 条の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和 3 年 3 月 30 日	有田 憲生	医療法人社団生 和会ならまちリ ハビリテーショ ン病院	奈良市杉ヶ町 57 番 1	内科・リハビリテーション科 （聴覚障害、平衡機能障害、音 声・言語機能障害、そしゃく機 能障害）

(令和 4 年 3 月 30 日掲示済)

奈良市告示第 183 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和3年 3月1日	クスリのアオキ 三 条大路店	奈良市三条大路二丁目 1 番 61 号	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
令和3年 3月1日	プラス薬局 ならま ち店	奈良市瓦堂町 15	有限会社アポブレーンセンター 代表取締役 齊田 良明

(令和4年3月30日揭示済)

奈良市告示第185号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更しましたので、農業経営基盤強化促進法第6条第6項に基づき
公告し、当該変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 観光経済部農政課

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第186号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第2項及び第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したの
で、同条第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により、当該森林整備計画を閲覧に供します。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

1 閲覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 観光経済部農政課

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第188号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次
のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケア21 富雄	奈良県奈良市富雄元町二丁目 6 番 48 号ライオンズプラザ富雄 210-1	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自)	令和4年 3月1日
株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号	訪問型サービス(独自/定率)	
楽	奈良県奈良市古市町 1400 番地 3 号	地域密着型通所介護	令和4年 3月1日
一般社団法人空	奈良県奈良市角振新屋町 8 番地	通所型サービス(独自)	

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
井元 英晴	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目2番9号	柔道整復	令和4年3月1日
寿楽鍼灸整骨院			
井元 英晴	奈良県奈良市西大寺国見町一丁目2番9号	はり・きゅう	令和4年3月1日
寿楽鍼灸整骨院			

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第190号

景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、奈良市景観計画の変更を告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 景観計画の名称
奈良市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
奈良市全域
- 3 効力の発生する日
令和4年7月1日
- 4 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第191号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第17条第1項の規定により、景観形成重点地区に指定する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 景観形成重点地区の名称
ならまち歴史的景観形成重点地区
きたまち歴史的景観形成重点地区
月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区
大宮通り沿道景観形成重点地区
三条通り沿道景観形成重点地区
一般国道169号沿道景観形成重点地区
(都)西九条佐保線沿道景観形成重点地区
(都)大森高畑線沿道景観形成重点地区
一般国道24号沿道景観形成重点地区

主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区

2 景観形成重点地区を定める土地の区域

別紙図面のとおり

3 指定年月日

令和4年7月1日

別紙省略

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第192号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第10条第3項において準用する第9条第6項の規定により、都市景観形成基準の廃止を告示し、関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止に係る都市景観形成基準の名称

奈良町都市景観形成基準

2 廃止に係る都市景観形成基準の土地の区域

奈良町都市景観形成地区の全区域

3 効力の発生する日

令和4年7月1日

4 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁団体奈保町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	谷奥 賢治 奈良市奈保町4番11号	豊田 基城 奈良市奈保町14番1号

2 変更の年月日

令和4年3月13日

(令和4年3月31日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和4年3月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

奈監第82号

令和 4 年 3 月 24 日

請求人

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 4 年 1 月 28 日付けで提出のあった奈良市職員措置請求書（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、及び併せて請求のあった個別外部監査契約に基づく監査に関する決定については、同法第 252 条の 43 第 9 項の規定に基づき、その内容を次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、職員措置請求書に記載の内容を、原則として原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

奈良市長及び職員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 奈良市環境清美工場の焼却施設において、焼却後の煤塵から基準を超えるダイオキシン類が検出されたことから焼却炉の稼働を停止せざるを得なくなったことから、令和 3 年 8 月 31 日、焼却場一般廃棄物の運搬処分業務を大栄環境株式会社他 7 社と、委託契約を締結した。（甲 1）

(2) 請求人は、環境清美工場への情報公開請求で取得した公文書及び当該所属職員からの聴き取りを行ったところ、当該契約は、焼却炉の停止を災害等として、災害廃棄物等にかかる基本協定に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札ができないとき）を根拠に特命随意契約が締結されている。

(3) 当該特命随意契約の違法または不当について述べる。

(2)で述べたとおり、当該特命随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を根拠に締結されているが、当該条項に規定されている「緊急の必要により競争入札ができないとき」とは、天災地変等の予見不可能な非常緊急の事態が発生したことにより競争入札に付するいとまがない場合であるとされている（大阪地裁平成 29 年 5 月 19 日判決）。（甲 2）

令和 3 年 9 月 28 日市議会予算決算委員会において市長が「平成 12 年 1 月 14 日以前に建設された焼却炉なので、基本的には薬剤処理をして固化したものは（ダイオキシン類規制）基準の対象とはならないというのが大前提である。そういった意味において、これまで安定的に受け入れてもらっていたが、今回その程度を超えるダイオキシン類が検出されたと言うことで、改善の要請があった」と答弁（甲 3）している。大阪フェニックスセンターの資料（甲 4）によると、確かに平成 12 年 1 月 15 日において既に設置されている焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰については、薬剤処理等を行う限り受入基準は適用しないとしていたが、平成 27 年度から著しく高い値の場合は所管行政庁又は排出事業者に対し、適正な維持管理を行うよう依頼するとされていることから、奈良市の焼却炉から排出され薬剤処理されていたとする焼却灰については、以前から基準値をこえており、今回著しく高い値が示されたこととなる。

過去に数回ダイオキシン類発生抑制のための修理が行われているが、法の適用がないということから、基準値（3ng-TEQ/g）以下に下げようという意識もなく漫然と修理を行っていたのではないかと思慮される。

かかることから、ダイオキシン類の基準値以上の排出が行われていたことを認識しており、今回著しく高い値が示されたことを考え合わせると予見不可能な事件ということではできないのであります。

以上のことから当該契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当せず、同号を根拠とした契約は違法又は不当な契約と言わざるを得ないのであります。

(4) 契約金額について、不当な額であることについて述べる。

担当者は、大栄環境株式会社他 7 社を選択し、相見積を徴求するでもなく、他の参考金額（例えば、

公共工事設計労務単価等(甲5))を参考とすることなく、相手方の言いなりの高額な金額で契約している。

契約金額は、例えば、重機オペレーターについては、1日当たり24,000円、一般作業員1日当たり21,000円、車両管理誘導作業員1日当たり21,000円となっているが、設計金額では、21,200円であるが、公共工事設計労務単価表によれば、1日当たり、それぞれ21,200円、19,100円、14,100円となっている。

また、運搬費に関しても、金額を精査したのかどうか疑問である。例えば、清美工場からと木津川市石塚一般廃棄物積替基地から、クリーンセンターかしはらへの運搬費が、10t車1台当たり26,500円と30,000円となっているが、両者の距離の差は4km足らずであり、この差は納得できない。さらに、バックハウのリース代これの回送費等々、枚挙にきりが無い。

さらに、今回の契約については、当初から大栄環境グループありきであったのではないかと疑念を抱かせるものであります。

正当・公平な手続きの下で行われた場合に比べて奈良市の支出が過大となった恐れがあります。

以上のことから、今回かかる違法・不当な契約を締結した責任の所在を明確にするとともに、今後違法・不当な契約が締結されないよう必要な措置を速やかに講ずべきことを市長及び市職員に勧告することを求めるものである。

(5) 個別外部監査契約に基づく監査の請求

監査委員4名のうち2名は、議会選出委員であるが、当該契約にかかる補正予算について、去る9月議会において、賛成していることから、公正・厳正な監査を期待することができない。

そこで、本件監査請求にかかる監査については、監査委員の監査に代えて個別監査契約に基づく監査によることを求める。

2 事実証明書

- (1) 甲1 委託契約書
- (2) 甲2 大阪地方裁判所平成29年5月19日判決 平成25年行ウ第162号
- (3) 甲3 令和3年9月28日奈良市議会予算決算委員会議事録(請求人が議会録画から作成)
- (4) 甲4 大阪フェニックスセンター「参考資料」
- (5) 甲5 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価表

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和4年2月7日に要件審査を行った結果、地方自治法第242条第1項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

環境清美工場の焼却炉停止に伴う一般廃棄物運搬処分業務委託に係る随意契約(以下「本件委託契約」という。について、次の3点を監査対象とした。

- (1) 本件委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約(以下「5号随契」という。)を選択したことが、違法又は不当な行為に当たるか否か
- (2) 本件委託契約の相手方の選定方法に不当な手続があったか否か
- (3) 本件委託契約の契約金額が不当に高額であったか否か

2 監査対象部局

環境部環境清美工場

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和4年2月22日に陳述の聴取を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和4年2月22日に環境部長、環境清美工場長、環境清美工場総務係長に対し、陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

- (1) 環境清美工場の焼却炉停止に伴う一般廃棄物の処理に係る事案(以下「本件事案」という。)に関する経緯

日付	事項	備考
令和3年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）からの通知を受領。その通知内容は、環境清美工場が排出したばいじん処理物から17ng-TEQ/gのダイオキシン類が検出されたことを受け、焼却施設の適正な維持管理を求める、というもの 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却炉を稼働させながら原因究明及び修繕を実施するため、他の自治体でのばいじん処理物の処分ができないか検討
令和3年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> 熱分解装置の点検整備を依頼 環境清美工場において熱分解処理後の検体を採取し、分析を依頼 災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結している事業者及びばいじん処理物の処分が可能な事業者並びに関係自治体との相談を開始 	
令和3年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> 採取した検体のダイオキシン類含有量が64ng-TEQ/gであったことが判明したため、焼却炉を全炉停止 熱分解装置等の点検・整備・補修作業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 熱分解装置等の点検・整備内容 8/23～24 熱分解装置の点検・清掃・部品交換 8/26 灰固化混練装置の清掃 8/28～9/2 熱分解装置の分解清掃・灰バンカの清掃
令和3年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 採取した検体から想定以上のダイオキシン類が検出されたため、焼却炉を稼働させながらばいじん処理物の処分のみ委託する方法を断念 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理の全部を区域外処理で行う方向に方針を変更
令和3年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体における区域外処理について調整を開始 	
令和3年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ごみ貯留量がピット容量の限界を超えたため、プラットホームへの貯留を開始 区域外処理に関する構想がまとまったため、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結している事業者に、参考見積りの提出を求める。 	
令和3年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> 大栄環境株式会社他7社とごみの運搬処分委託に関する契約を締結 区域外処理を行うため、大和郡山市及びクリーンステージ株式会社へのごみの搬出を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 契約方法は5号随契
令和3年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> 橿原市への搬出を開始 	
令和3年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> 木津川市への搬出を開始 	
令和3年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> 枚方市及び生駒市への搬出を開始 	
令和3年9月3日～6日	<ul style="list-style-type: none"> 検体採取のための試運転を実施 	
令和3年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> 三重中央開発株式会社への搬出を開始 熱処理後の灰及び煙突から排出する排気ガスの検体を採取 	
令和3年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> 検査の結果、灰及び排気ガスが無害化できていることを確認 	

令和 3 年 9 月 11 日	・焼却炉(1号炉)の稼働を再開	
令和 3 年 9 月 17 日	・焼却炉の運転再開後に生成されたばいじん処理物のダイオキシン類濃度が、3ng-TEQ/g 以下で推移していることを確認	・ばいじん処理物のダイオキシン類測定結果 採取 9/13 3.0 ng-TEQ/g 採取 9/14 1.2 ng-TEQ/g
令和 3 年 9 月 18 日	・焼却炉(4号炉)の稼働を再開	
令和 3 年 9 月 29 日	・大阪湾広域臨海環境整備センターへのばいじん処理物の搬出を再開	
令和 3 年 10 月 1 日	・平常時のごみ処理に移行	

(2) 本件委託契約の締結に当たり、5号随契を選択したことが、違法又は不当な行為に当たるか否かについて確認した事実

ア 過去 3 年度分のダイオキシン類の測定検査の結果を確認したところ、平成 30 年 5 月 25 日検査分から 3.2ng-TEQ/g のダイオキシン類が検出されていたものの、その後行われた計 12 回の検査結果は、いずれもダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)及び廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令(平成 12 年厚生省令第 1 号)に定める基準値(3ng-TEQ/g)以下で推移していた。

【ばいじん処理物ダイオキシン類濃度測定結果】		単位：ng-TEQ/g			
平成 30 年度	採取日	30. 5. 25	30. 10. 2	30. 10. 26	31. 1. 31
	試験結果	3. 2	1. 3	0. 84	2. 0
令和元年度	採取日	1. 5. 21	1. 8. 2	2. 1. 6	2. 1. 31
	試験結果	2. 5	1. 1	2. 3	1. 2
令和 2 年度	採取日	2. 6. 18	2. 8. 27	2. 11. 12	3. 1. 25
	試験結果	1. 1	2. 0	2. 2	2. 2
令和 3 年度	採取日	3. 5. 21	3. 8. 18		
	試験結果	0. 77	64. 0		

イ 高濃度のダイオキシン類が検出された原因は、焼却炉に附属する熱分解装置内の温度制御用ヒーター電力調整ユニット(サイリスタ)に不具合が発生したためであった。同設備については、直近では令和 3 年 1 月に定期点検整備を行っており、特に異常は認められていなかった。

【熱分解設備 点検整備報告書】
実施年月：令和 3 年 1 月
点検結果：加熱脱塩素化処理機のヒーターの点検について 「ヒーターをテスターにて欠相箇所が無い点検しました。欠相箇所は無く、全数の抵抗値が 28MΩ とバラツキもなく均等であることを確認しました。」

ウ 環境清美工場の焼却炉は、ダイオキシン類対策特別措置法施行日の前日である平成 12 年 1 月 14 日までに設置された既施設である。このため、発生したばいじんについて、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行っている限りにおいて、前述基準値の適用を直接的に受けることはないことから、環境清美工場では薬剤処理を施した上で搬出していた。

【ばいじん等の基準値について】		
ダイオキシン類対策特別措置法第 24 条、平成 12 年厚生省令第 1 号		
新設施設に係る基準	既設施設に係る基準	
平成 12 年 1 月 15 日～	～平成 14 年 11 月 30 日	平成 14 年 12 月 1 日～
3ng-TEQ/g	基準の適用猶予	3ng-TEQ/g (注)
(注) セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行っているものについては、基準を適用しない。 (平成 15 年環境省令第 2 号)		

- エ 本件事案の発生により焼却炉の運転を緊急停止したため、環境清美工場に搬入されたごみの処理ができなくなり、貯留されたごみから著しい悪臭が発生していた。これにより近隣住民から多数の苦情が寄せられるとともに、病害虫の発生等による公衆衛生への影響が懸念される状態となっていた。
- オ 令和3年8月30日にはごみピットが満杯となり、当日からプラットホームへのごみの貯留が開始されていた。
- カ 焼却処理が再開できなかった場合、市内全域から収集されるごみを工場内で貯留しきれなくなり、最悪の場合、ごみの収集業務を停止せざるを得ない事態が想定される状況であった。
- キ 通常、市が競争入札を実施した場合、公告・質疑応答・審査・通知・入札札・契約等の手続におおむね1か月半の時間を要する。
- ク 5号随契に関する法令規定及び市の運用方針は、次表のとおりである。

【地方自治法施行令（抄）】

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【奈良市随意契約ガイドライン（抄）】

(5号関係)

緊急の必要は、災害、事故等が原因で住民等の生命等に重大な影響を及ぼす場合に即座に対応しなければならない場合において認められる。予見不可能又は予見可能となったのがその発生の直前であった故に、競争入札に付することができない場合として、随意契約によることができる。

〔物品購入・業務委託等〕

緊急に調達しなければならない物品又は役務等について、競争入札に付する時間的な余裕がないとき。

(例1 災害) 災害の不測の事態により、住民の生命等の維持のため緊急に必要な物品等を調達するとき。

(例2 事故) システム障害等緊急に復旧しなければ、市民や市民生活に多大な損害や又は利便性の低下が生じるとき。

(例3 施設等の経年劣化) 応急処置等を講ずれば市民等の安全と入札執行までの時間を確保できる場合を除き、住民等の生命(大けがを含む)に影響があるとき。例えば施設の定期点検により発見された経年劣化による故障等の修繕

(3) 本件委託契約の相手方の選定方法に不当な手続があったか否かについて確認した事実

ア 本件委託契約に係る業務(以下「本件委託業務」という。)の遂行にあたっては、積込み・運搬・中間処理・最終処分を一括して行える能力を有するとともに、これらの業務を総合的に、かつ、早急にマネジメントできる組織力と調整力を有する事業者を選定する必要があった。加えて、自社及び提携会社との調整だけでなく、ごみを受け入れる他の自治体との調整を任せられるだけの能力を有していることも事業者選定の要件であった。

イ 特に今回の緊急事案を速やかに解決するため、直ちに人員及び運搬・作業車両等を準備でき、併せて早急に作業計画を作成できる事業者の選定が急務であった。

ウ 本件委託契約に係る受託事業者(以下「本件受託事業者」という。)は、他の自治体における災害廃棄物の取扱いに関して豊富な実績があり、140を超える自治体及び一部事務組合と災害廃棄物等の処理に関する協定を締結するなど、前述の能力を有する希少な事業者として各自治体から認知されていた。

【本件受託事業者に係る災害廃棄物処理実績】

- ・対応事案：阪神・淡路大震災、紀伊半島水害、熊本大震災、西日本豪雨等
- ・災害廃棄物等に関する協定：大阪府和泉市、兵庫県伊丹市、和歌山県御坊市、京都府木津川市、滋賀県彦根市等、およそ140を超える自治体(一部事務組合を含む。)と協定を締結

エ 本件受託事業者は、令和2年10月1日に市が締結した災害廃棄物等の処理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)の相手方であり、この基本協定において「災害廃棄物等」とは、「地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに市および市の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物」であると定義付けされている。

【災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 (抄)】 (「甲」は市、「乙」は事業者を指す。)

第 1 条 本協定書は、奈良市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。尚、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

第 2 条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

(4) 本件委託契約の契約金額が不当に高額であったか否かについて確認した事実

ア 本件委託業務については類似の業務が他に存在しない。このため本件受託事業者は、国土交通省が示す「公共工事設計労務単価表」を参考にして人件費の契約単価を算出しており、市も同表に基づいて確認作業を行った。

イ 国土交通省が示す「公共工事設計労務単価表」に記載されている労務単価及び同省が公表している「建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表」を踏まえた人件費総額並びに本件委託契約に係る人件費単価は次表のとおりであった。

【職種ごとの人件費比較】

単位：円/日 (税抜き)

職 種	国土交通省	運転手 (特殊)	普通作業員	交通誘導警備員
	本件委託契約	重機オペレーター	作業員	車両管理誘導作業員
公共工事設計労務単価		21,200	19,100	14,100
公共工事設計労務単価 +必要経費		29,800	26,900	19,800
本件委託契約単価		24,000	21,000	21,000

- ・表中の必要経費とは、その他人件費として認められている福利厚生費等 (労務単価の 23%) 及び現場作業に係る経費 (労務単価の 18%)
- ・当該経費は、公共工事設計において、共通仮設費や現場管理費等に算入される。

ウ 重機オペレーターについては、ピット内で満杯となったごみを狭いゲートを通して引っ張り出すという、通常では想定されない難易度の高い作業も行っていった。

エ 車両管理誘導作業員については、枚方市東部清掃工場及びクリーンセンターかしはらでの搬入立会や車両の高さ及び重量の管理、各施設との搬入スケジュールに関する連絡調整等を行っており、単なる交通誘導作業のみを行っていたものではなかった。

オ ごみの積み込み運搬作業について、環境清美工場においてはパッカー車が次々と下ろすごみを順次重機で積み込んでいたのに対し、木津川市石塚一般廃棄物積替基地においてはパッカー車からコンテナに直接ごみを投入していたため、積み込み作業を 1 台ごとに入れ替えながら行う必要があった。また、木津川市石塚一般廃棄物積替基地については、もともと搬入台数自体が少なかったこともあり、一定量のごみが溜まるまでの待機時間が環境清美工場よりも長くなっていた。このため、運搬車 1 台当たりの単価が割高となり、結果的に施設ごとの単価に差が生じていた。

【10t コンテナ車運搬費比較】

単位：円/台 (税抜き)

	環境清美工場からクリーンセンターかしはらまで	木津川市石塚一般廃棄物積替基地からクリーンセンターかしはらまで
契約単価	26,500	30,000

カ 本件委託業務で使用された主な重機の契約単価は、次表のとおりであった。一方、環境清美工場では、他の業務に使用する類似重機に装着するアタッチメントのみのリース見積りを別会社に依頼しており、その見積額は次表のとおりであった。

【重機の契約単価（月額、税抜き）】

0.45 m ³ バックホウ 環境清美工場内	0.7 m ³ バックホウ 環境清美工場内	0.45 m ³ バックホウ 木津川市石塚一般廃棄物 積替基地内	0.7 m ³ バックホウ 奈良阪処分地内
398,000 円	476,000 円	398,000 円	435,000 円

【パワーショベル用アタッチメント貸借料 見積り（月額、税抜き）】

0.45 m ³ クラス油圧パワーショベル用 ストレンジャーバケット
336,000 円

3 監査委員の判断

(1) 本件委託契約の締結に当たり、5号随契を選択したことが、違法又は不当な行為に当たるか否かについての判断

請求人は、市が以前から環境清美工場の排出するばいじん及び焼却灰に基準値を超えるダイオキシン類が含まれていることを認識していたにもかかわらず、法の適用がないということから、基準値(3ng-TEQ/g)以下に下げようという意識もなく、根本的な解決がなされない修理を漫然と継続していたと考えられ、今回著しく高い値が示されたことについても予見不可能な事件ということとはできないと主張している。また、そもそも5号随契の適用要件となる「緊急の必要により競争入札ができないとき」とは、天災地変等の予見不可能な非常緊急の事態が発生したことにより競争入札に付するいとまがない場合であるとされていることから、本件委託契約については、予見可能であったという点で5号随契の要件に該当せず、したがって本件委託契約は、違法又は不当な契約に当たると主張している。

このような主張を踏まえて監査委員は、本件委託契約を5号随契としたことの是非について検討し、次のとおり判断した。

環境清美工場では、事実関係(2)ウで確認したようにダイオキシン類の飛散・流出を防止するための措置を講じていた。さらに、事実関係(2)アで確認したように、年に4回のダイオキシン類等の測定検査を行い、過去3年度間においておおむね基準値内の数値で推移していることを確認していた。また、事実関係(2)イで確認したように、環境清美工場では年に1回、設備の定期点検整備を実施しており、直近の点検の際にも異常がないことを確認していた。以上のように本件事案は、必要な措置を講じていたにもかかわらず発生したものであり、市が本件事案の発生を予見することは困難であったと認められる。

加えて、本件事案は事実関係(2)エ及びカにもあるように公衆衛生の維持を困難なものとし、市民の健康を害するだけでなく、その生活にも重大な影響を及ぼすおそれがあった事案であり、直ちに解決のための手段を講じる必要があった。このため、仮に競争入札の手続を採った場合、事実関係(2)キで確認したようにおおむね1か月半の時間が必要であったことを考えると、本件事案について競争入札の方法を採ることはできなかったと考えられる。したがって本件事案を早期解決するために、5号随契を締結したことは違法又は不当とはいえない。

(2) 本件委託契約の相手方の選定方法に不当な手続があったか否かについての判断

請求人は、市が相見積りの手続さえ行わず、大栄環境株式会社他7社を選択していることを指摘した上で、当初から大栄環境グループありきで事業者選定を進めたのではないかと主張している。その上で、そのような事業者の選定方法は、他の事業者の参入を疎外する不公平な方法であると述べている。

このような主張を踏まえて監査委員は、事業者選定に係る手続の妥当性を検討し、次のとおり判断した。

本件事案においては、事実関係(2)オで確認したように、令和3年8月30日には、収集されてきたごみがピット内で貯留しきれなくなり、プラットホームにまであふれだす状態となっていた。また、事実関係(2)エのとおり、処理されず貯留されたごみから著しい悪臭が発生し、近隣住民から苦情が殺到していた。このため、本件事案を速やかに解決する必要があったことから、事実関係(3)ア及びイにあるように、直ちに人員及び運搬・作業車両等を準備でき、併せて早急に作業計画を作成できる事業者を選定することが急務であったといえる。また、事業者の選定に当たっては、単に人員及び運搬・作業車両等を調達できるだけでなく、積み込み・運搬・中間処理・最終処分を一括して行える能力を有するとともに、これらの業務を総合的に、かつ、

早急にマネジメントできる組織力と調整力を有する事業者を選定する必要があったと考えられる。

これに対して本件受託事業者は、事実関係(3)ウにあるように、これらの能力を有する希少な事業者として各自自治体から認知されている事業者であり、市においても事実関係(3)エのとおり、基本協定を締結している事業者であった。

基本協定には『「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに市および市の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。』と定義付けされていることから、市は本件事案のような不測の事態に備えて基本協定を締結していたものと考えられる。

以上のことから、市が本件受託事業者を選定したことに不適切な点はなく、むしろ基本協定を締結していた事業者であったが故に、本件事案の解決までの時間を短縮できたともいえる。したがって本件委託契約の相手方の選定に際して不当な手続があったとは認められない。

(3) 本件委託契約の契約金額が不当に高額であったか否かについての判断

請求人は、市が本件委託契約の相手先として大栄環境株式会社他7社を選択し、相見積りを徴求することなく、また、他の参考金額(例えば、公共工事設計労務単価等)を参考にすることさえ行わず、契約相手方の言いなりの金額で契約しているとし、その結果、本件委託契約の額が正当・公正な手続を行った場合と比べて過大なものになったおそれがあると主張している。

具体的には、本件委託契約における人件費単価が、重機オペレーター1日当たり24,000円、作業員1日当たり21,000円、車両管理誘導作業員1日当たり21,000円と設定されているのに対し、公共工事設計労務単価表ではそれぞれ1日当たり21,200円、19,100円、14,100円に設定されていることを指摘している。

また、運搬費に関しても、例えば、環境清美工場からクリーンセンターかしはらまでと、木津川市石塚一般廃棄物積替基地から同所までの運搬費が、それぞれ10t車1台当たり26,500円と30,000円となっているが、両者の距離の差は4km足らずであり、その単価設定について適切な検証が行われたのかどうか疑問が残るとしている。さらに重機の単価等についても、同様に適切な精査が行われたのかどうか疑問を抱かざるを得ないと述べている。

このような主張を踏まえて監査委員は、本件委託契約の単価額の妥当性について検討し、次のように判断した。

人件費の考え方については、本件委託契約で求められる業務内容が「公共工事設計労務単価表」で想定されている業務内容と異なるため、項目によっては同表の単価をそのまま当てはめることは適当でないと考えられる。しかし、他に参考となる根拠がなかったため、本件受託事業者及び市は、事実関係(4)アで確認したように、同表の単価を参考にしつつ総合的に判断して単価を設定したものと推察される。

このため、本件委託契約の単価と「公共工事設計労務単価表」の単価を比較してみると、請求人が主張するように、一見本件委託契約の単価の方が高額であるかに見える。しかし、事実関係(4)イのとおり、通常、公共工事の設計を行う際は、その他人件費として福利厚生費等(労務単価の23%)や現場作業に係る経費(労務単価の18%)を、共通仮設費や現場管理費、一般管理費等に算入することとされており、これらの経費を加えた人件費総額との比較においては、本件委託契約の単価の方がむしろ安価な設定になっていたと考えられる。

なお、車両管理誘導作業員の契約単価については、公共工事の人件費総額と比べても高額な設定となっているが、これは、事実関係(4)エで確認したように、その業務内容が単なる交通誘導作業だけでなく、車両の管理や搬入スケジュールの調整にまで及んでいたことを考えると、必ずしも妥当性を欠く設定とはいえない。

続いて、運搬及び重機の単価についても参考となる業務が存在しないため適正価格の検証が困難ではあるが、重機単価については、事実関係(4)カで確認したアタッチメントのみのリース料を参考にする限りにおいては、比較的安価な設定であったと考えられる。また、環境清美工場と木津川市石塚一般廃棄物積替基地で運搬費用が異なることについては、事実関係(4)オで確認したとおり、木津川市石塚一般廃棄物積替基地の方が、待機時間が長かったことから単価に差が生じたものであり、特に不合理な点はないと考えられる。

本件委託業務については、他に比較できる業務が存在せず、また、請求人が主張するように相見積りも取られていないため、その契約単価が適正価格といえるかどうか断定できない面はある。しかし、これまで検証したとおり、本件委託契約の単価は他の参考金額と比べて安価と考えられる部分もあることから、本件委託契約が市に過大な負担を与えたおそれは低いと推察される。また、業務委託契約の締結に当たっては、5

号随契を選択する限り相見積りを徴取する必要がないため、手続上においても不備があったとはいえない。

加えて、本件委託契約は、そもそも市民の健康や生活に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事案を速やかに解決するために行われたものであり、その点から考えても今回設定された契約単価が不当に高額であったとは認められない。

以上、(1)(2)(3)のとおり、本件住民監査請求には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

第4 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、監査委員4名のうち2名は議会選出委員であり、同委員が本件委託契約にかかる補正予算案について令和3年9月議会において賛成していることから、本件住民監査請求について公正・厳正な監査を期待することができないとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めた。

この請求に対して監査委員は、次のとおり判断した。

監査委員には、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があるのであって、請求人の主張する理由をもって本件住民監査請求の監査が公正・厳正に行えないと認めることはできない。したがって個別外部監査契約に基づく監査は行わないものと決定した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員が監査執行上除斥されるのは、一身上に関する事件又は従事する業務に直接の利害関係がある場合に限られることを申し添える。

(令和4年3月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和4年3月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之
奈総法第319号
令和4年3月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 塚 本 勝 様
同 森 岡 弘 之 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V. 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

③横井町事業用地

(イ) 監査の結果及び意見

(共生社会推進課)

【監査結果】

不法占拠の状態は解消されるべきである。

【措置の内容】

不法占拠の把握のため、地元自治会や周辺住民に聞き取り調査を行い、所有者の把握に努めましたが、所有者が判明しませんでした。時間の経過で、植木鉢等が壊れて廃棄物同然となっており、危険防止のため、市で撤去します。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

8. 環境部

(3) 環境清美工場

- ・ 予定価格の積算方法の見直しについて
(環境清美工場)

【監査結果】

上記委託契約に係る予定価格の算定においては、公益社団法人全国都市清掃会議が公表する「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」(以下、「全都清工事積算要領」)をほぼ準用して作成した、「奈良市環境清美工場点検補修積算要領書」(以下、「奈良市積算要領書」)を適用し、委託料(税抜き価格)が直接業務費、業務管理費、及び一般管理費の各費目から構成されるものとしたうえで、各費目を積算集計して委託料総額を算出している。このうち、中心的な費目である直接業務費は、使用する具体的な薬品等の材料費と保守点検費(保守点検に係る労務費)から構成されている。

保守点検費は「労務単価×基準人工×割増率×その他」として計算され、2週間点検、2か月点検、6か月点検を区分して算定、集計されている。

まず労務単価については、奈良市技術監理課が発している労務単価一覧の中から、「技師C」職種の労務単価を用いている。これは国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価の設計業務に係る技師Cをそのまま準用したものであり、環境清美工場は業務内容から当該単価を採用したとのことである。

次に、基準人工について、2週間点検、2か月点検、6か月点検それぞれの基準人工、実績人工は以下のとおりである。平成25年度において、2週間点検、2か月点検、6か月点検はそれぞれ22回、4回、2回実施されており、1回あたり2人日である。(表省略)

上記のとおり、基準人工と実績人工は大きく乖離している。この乖離は、環境清美工場では1回あたり4人日で計算しているのに対し、実際には1回につき2人日で実施されていたことが原因である。そのため、基準人工が実績人工の約2倍となっており、その分は予定価格が過大であったということである。環境清美工場によれば、1回あたり実績2人日であることは把握していたが、1つの焼却炉あたり1人日、4つの焼却炉で4人日として過去から算定していたとのことであり、このように基準人工が実績人工を超過していることは認識していた模様である。

また、割増率については、奈良市積算要領書を適用しており、当該作業割増率の適用基準は以下のとおりである。(表省略)

環境清美工場では、当該作業は上記基準のうち、「危険作業」、「作業工程上制約のある作業(複雑な制約がある作業)」、「錯綜場所」が当てはまるとして、割増率0.9(=0.2+0.4+0.3)を適用している。しかし、予定価格調書等に当該事実の記載はなく、どの割増率が適用されているのか不明確である。また、複雑な制約がある作業として割増率0.4を適用するには、上記制約条件のうち2つ以上を満たす必要があり、担当者によると「イ」と「ハ」を満たしているとのことであったが、当該業務が「イ」と「ハ」を満たしていると判断する根拠について、明確な回答はなかった。

さらに、「労務単価×基準人工×割増率×その他」の「その他」として、15%の割増しを適用している。これについては、保守点検に用いる計測機器等の損耗費として、奈良市積算要領書に定められた基準から機械設備工事の総合調整費の(労)×(10~20%)の平均値の15%を引用したとのことである。上記の結果、割増率と合わせた乗数は2倍を超えているが、分析計の保守点検にそれほどの危険が伴うのか、現在の環境清美工場の整備状況を勘案すれば疑問である。また、2倍を超える倍率を乗じた結果の労務単価は、設計業務等技術者の最高ランクである主任技術者の労務単価を超えており、下記の主任技術者の職種区分定義を参照すれば、これを超える労務単価は相対的に高すぎると考えられる。(表省略)

そもそも業務内容が営繕的な工事ではないのに、公共建築工事積算基準の考え方に即した全都清工事積算要領を当てはめたところに問題がある。公益社団法人全国都市清掃会議からは、全都清工事積算要領とは別に「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」が平成17年度より刊行されており、同積算要領に準拠して積算をすべきである。同積算要領の適用範囲については、「廃棄物処理施設の維持管理のうち、施設の保守点検、運転操作監視、庶務一般、計量・投入監視業務に適用する。」とあり、焼却施設の定期点検についても明示的な記載がされている。

労務単価としても、国土交通省の建築保全業務技術者労務単価を基準にして、本件委託業務に何らの資格が求められていない実情を勘案すれば、保全技術員などの単価を採用するのが妥当ではないだろうか。(表省略)

上記のとおり、予定価格の積算に多くの課題が検出された。当該業務は2号随意契約で実施されており、価格に関して競争性が働かない状況であることを勘案すると、予定価格を妥当な基準によって妥当な水準に積算する必要がある。そのためには、まず現在の奈良市積算要領書を抜本的に見直し、予定価格を構成するそれぞれの項目について、それを適用した根拠を明確にするとともに、毎年度実績と比較することにより、適用した水準の妥当性について検証する必要がある。

特に予定価格の積算に係る基準人工の見積り過大については看過しがたく、上に指摘した課題も踏まえて、今後の契約のみならず過年度分の契約も含めて委託先との精算交渉にあたるべき事態と思料する。

【措置の内容】

本契約の積算方法については、全都清工事積算要領を適用し、さらに内容を詳細にした「奈良市積算要領書」を作成し、補修及び各種委託業務の積算に運用してきました。この中で本件の保守点検に係る労務費の労務単価については国土交通省から公表されている設計業務委託等技術者単価の「技師C」を用いて積算していました。

指摘後、本件の業務内容の見直しを行ったところ、「技師C」の職種が専門的な資格を有するのに対し、本業務では何らの資格を有することなく従事できるもので、内容がかけ離れていることを認識しました。現在は、別の積算基準となる「建築保全業務積算基準」(国土交通省監修)に準拠し、国土交通省建築保全業務技術者労務単価の「保全技術員」の労務単価を使用しています。

割増率については、特殊施工における場合として「全都清工事積算要領」により適時適用するものとして作業割増を計上するものですが、適正な積算を行うため見直しを図り、錯綜場所は該当しない場合があるため除外しました。

奈良市積算要領書については、抜本的な見直しを行い、委託契約を含め、令和3年度に「奈良市環境清美工場施設維持管理業務積算要領書」を作成しました。

平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

II. 総論

3. 個別の監査結果を踏まえた全体的概観と意見

- ・補助金等に関する検査について

(財政課)

【監査結果】

(課題についての認識)

補助金等については、財源が市民等からの公金である以上、交付対象者によって公益目的のため、かつ、不特定多数の市民に事業の効果が及ぶように使用されなければならない。そのため、交付対象者に使途の適切性を証明するものとして、補助対象事業に関する事業報告や正確な収支報告を提出することが求められている。

他方、補助金等を交付する自治体においては、事業計画を吟味(審査)することにより、本来、行政が行うべき施策の一部を他のものに委ねるべきかどうかを判断する必要がある。また、公金が投入される以上、補助金等交付に関する効果を検証しなければならず、交付対象者の活動をモニタリングすることはもちろんのこと、交付対象者から提出される事業実施報告及び収支報告が正確であることを確認し、今後の事業のあり方や補助金等の交付の要否、金額について検討することが求められる。

しかしながら、市の各所管課への補助金等交付事務に関するヒアリングや関係資料を確認したところ、多くの課で、交付先から提出される収支報告を通覧して異常がないかを確認するのみで、収支報告を作成する基礎となった活動や取引に関する帳簿書類や領収書等を確認することを行っていない。また実際、収支報告書は収入額と支出額が一致していれば問題ないとしてその収支報告に疑問を持たずにそれ以上踏み込んだ検査を行わない職員は少なく、交付対象となる経費支出が補助金等交付限度額を超過しているために問題ないと認識している例も見受けられた。

このような現状では、補助金等交付の目的に反するような使用が行われていたとしても、把握できないリスクがあり、また、翌年度の補助金等の交付額の設定やあり方の検討が適切に実施できないリスクがある。結果として、改革を真剣に進める気がなかったのではないかという疑念を抱かせる状況であり、行財政改革全体に対する市の姿勢について市民が納得するとは想定できず、市としての信用を失墜しかねない事態であると考えられる。

(改善に向けた提言)

補助金等の見直しを着実に進める大前提として、また、市民に市の行財政改革に対する姿勢が本気であることを理解してもらうため、所管課は、補助金等の交付先による補助金の使途及び収支報告が適正かについて検証することが必要である。

この場合、補助金等交付先による経費支出のすべてについて、証拠書類を確認することは現実的ではないことは理解できる。

補助金等交付に関する検証にあたっては、サンプリングによる抜き取りチェックを基本とし、

- ・金額的に重要な支出からの降順により事業費の一定の割合までカバーする範囲で、証拠書類を確認する。
- ・用途の適正性に疑義が生じやすい支出については、金額の多寡にかかわらず証拠書類を確認する。
- ・過去の交付において、必要性、補助等対象範囲及び終期の設定等に課題が認識された支出については、慎重に証拠書類等を確認する。

等の検証手続を実施することが効率的、かつ効果的であると考ええる。

また、証拠書類を確認するのみではなく、行財政改革への取組みに関する説明責任を果たすため、どのような検証を行ったのか記録することを徹底する必要がある。

【措置の内容】

補助金等交付先による経費支出の確認のため、サンプリングによる証拠書類の抜き取りチェックを行い、検証した内容を記録するよう全庁に周知しました。

Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見

1. 行政経営課

(1) 奈良市総合財団運営補助金

③ 監査結果

- ・中長期計画の策定について

(財政課)

【監査結果】

補助金の支給額は、平成25年度48,948千円、平成26年度48,560千円、平成27年度73,427千円、平成28年度62,584千円と平成27年度から大きく増加している。これは、総合財団の自主自立の体制を作るために、平成27年度に業務執行理事として就任した市OBの人件費と、従来、当財団で指定管理業務を行っていた奈良市防災センターが平成26年に市の直営となった際に、余剰となった人員3名分の人件費相当が増加したことに起因している。

市は、総合財団の自主自立の体制を構築のうえ、指定管理業務も公募化を進めたいという構想をもっている。そのために人員を投入し、また、自立した法人として事業運営の担い手を養成していくとする考え方は理解できる。

しかしながら、総合財団が自立化するための具体的な目標が組み込まれた中長期的な経営計画は策定されていない。総合財団が、自主自立を見据えて経営改善に取り組み、これを市として支援していくのであれば、達成すべき具体的な目標数値と期限等を定めた中長期経営計画の提示を求め、その数値目標が達成できなければ、総合財団のあり方を見直すことが必要と考える。

具体的な目標と期限を定めなければ、事業成長のために増員した職員の人件費を市が補てんし続けることとなり、7財団の統合により目指した「経営健全化」に反する状況が継続することとなりかねない。

市として、今後の指定管理事業の公募化を見据えた中長期経営計画の提示を総合財団に求め、実際の経営が当該計画に沿って進捗しているかをモニタリングし続けていくことが必要不可欠と考える。

【措置の内容】

奈良市総合財団による中長期的な経営計画の策定を、令和4年度からを計画期間とする新たな行財政改革計画の中で位置付けるとともに、進捗について予算編成過程を通じモニタリングしていきます。

3. 交通政策課

(1) 違法駐車等防止活動補助金

② 監査結果

- ・指導員の活動の実施確認について

(危機管理課)

【監査結果】

上記の収支決算のとおり、市から支出された交付金は、指導員会ではそのほとんどが分会活動費として支出されている。この分会活動費は、「奈良市交通安全指導員名簿」の人数に単価8,000円を乗じることにより算定される。この分会活動費は、市から一旦指導員会に支出され、指導員会から各分会に名簿の人数に従って配分される。各分会では、指導員会からの活動費を各指導員に支給するか、あるいは分会全体の活動費に充てるかは、各分会の運用方法に任せている。

市では、各分会の活動実績を各分会から活動報告書入手することにより把握しているが、すべての活動結果について報告書入手しているのではなく、重要な活動に限って報告書の提出を要求していた。また、活動報告書には、実際に活動に参加した指導員の氏名が記載されているが、市では当該指導員の氏名と名簿との照合を行ってはいなかった。このため、名簿に記載されている指導員のうち何名が実際に活動している指導員かどうかの把握もできていない。

指導員会からは指導員の活動費として分会に支出しているが、仮に、分会が各指導員に8,000円を支給する運用方法であれば、実際には活動していない指導員に活動費が交付されている可能性がある。

公金が有効に利用されるよう、市は、どのような活動に対して活動費を交付するかを明確にする必要がある。各指導員に活動費を交付する場合は、実際に活動している指導員がどれほどいるかを確認したうえで活動費を交付するよう改める必要がある。

【措置の内容】

令和元年度から、各分会に実施した交通安全の啓発活動について、活動を行った交通安全指導員の氏名を記載するよう依頼し、提出を受けることで、活動内容を検証しています。活動内容の報告については、令和3年度から活動報告書の様式を定め、活動参加者の氏名、違法駐車啓発台数等を各分会から毎月報告を受けることとしました。また、提出を受けた活動報告書に基づき、実際に啓発活動に参加した指導員と名簿に記載されている指導員の照合を行います。令和元年度に「奈良市交通安全指導員会事業交付金の交付及び執行に関する要領」を制定し、交付対象経費の明確化を行いました。各分会の収支報告については、令和3年度より収支決算書の様式を定め、要領等に基づいた交付金の適正支出及び公金の有効利用の観点から確認を行いました。

4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課

(1) 月ヶ瀬ふるさと振興会補助金

② 監査結果

- ・補助対象事業に関する収支の確認について

(月ヶ瀬行政センター地域振興課)

【監査結果】

交付先から収支の報告を受けているが、収入に関する証拠書類を確認していない。

適切な補助金額がいくらであるのかを判断するため、収入が正しく報告されていることを証拠書類にて確認するとともに、実際に必要な支出額を交付先に報告させる必要がある。

公金が投入されている事業である以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

月ヶ瀬ふるさと振興会に対し、定期的に収支に関する関係書類を提出させその都度地域振興課の職員が内容等確認を行っています。

(2) まちづくり振興事業補助金

② 監査結果

- ・補助対象経費の見直しについて

(月ヶ瀬行政センター地域振興課)

【監査結果】

振興協議会が受け取る収入には、市からの補助金のみでなく、自治連合会からの体育祭助成金、マラソン大会の参加料、マラソン協力金等の様々な収入がある。しかし、補助金交付要綱によると、補助金の額は補助対象経費の実支出額及び予算の範囲内で決定されることから、予算の範囲を上限として発生した費用はすべて市からの補助金で賄われることになる。各種イベントの規模が大きくなるほど経費がかかることになるため、市の負担が大きくなる可能性がある。

市の厳しい財政状態からすれば、振興協議会が補助金以外からの収入があるにも係わらず、支出した事業費のすべてを市が負担する合理的な理由はないと考える。月ヶ瀬振興協議会の費用のうち、補助金以外の収入から支出した費用額を差し引いた金額を補助対象経費とするよう、要綱の見直しが必要である。

【措置の内容】

補助金以外の収入から支出した費用の額を差し引いた金額を補助することとしています。

8. 人権政策課

(1) 人権啓発事業

② 監査結果

- ・分担金等の交付事業に関する収支の確認について
(共生社会推進課)

【監査結果】

いずれの分担金等も、決算報告を入手している。(ア) 奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」分担金、(イ) なら・ヒューマンフェスティバル・プロジェクト会議等市町村分担金及び(エ) 奈良市人権教育推進協議会運営補助金については、職員が団体に派遣され、その事務の中で分担金等の使途が適正であるかを確認しているとのことであるが、(ウ) 奈良人権擁護委員協議会負担金については、決算報告を受けるものの、証拠書類等の確認は行っていない。

分担金等については、拠出を行っている関係団体が複数となるため、市のみが証拠書類等の確認を行うことは、現実的ではないことは理解できる。しかしながら、公金が投入されている以上、使途が適切かどうかを確認することは必要であるため、拠出している団体の持ち回りにより証拠書類等を確認するとともに、どのような検証を行ったかを記録することにより、市民に分担金等拠出に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

令和元年度決算報告から、証拠書類等の確認を行い適正に処理しました。

16. 土地改良清美事務所

(1) 廃棄物最終処理施設整備事業

② 監査結果

- ・助成金等の使途の確認について
(土地改良清美事務所)

【監査結果】

3つの助成金等とも、毎年4月に前年度の決算書と当年度の予算について協議会から提出を受けている。各助成金等に関する、平成27年度の決算内容は、以下のようになっている。(表省略)

平成24年度の包括外部監査において、当該助成が実質的に地元補償であるとして、決算書の詳細な検証を行っていない旨の指摘があるが、現状においても、証拠書類を確認する等による決算書の詳細な検証は行われていなかった。

廃棄物処理場という嫌悪施設の設置に関する補償や環境保全のために、対策協議会を設置し、その運営等への助成を含め助成金等が交付されることは理解できるが、助成金は地域住民にとって公平となるよう、また、公金が財源となっていることから、市民の多くが理解できるような活用が求められる。しかしながら、提出された決算書のうち、支出の内容説明には、協議会会員の出席手当、役員の手当や近隣寺院本堂の修繕費等のように、支出決定に関する資料等の確認を行い、地元住民に公平な支出であるかどうかを慎重に検証すべきものが含まれている。

また、環境清美活動、地域活性化のための活動、不法投棄監視員に対する報酬等があるが、農業基盤整備や環境保全という助成金の目的に整合し、使途として適切かどうかについて証拠書類を詳細に検証する必要がある。

助成金等については、助成金の使途を証拠書類等により確認し、使途として適切でないものや不明確なものがないかの判断過程を記録することにより、市民に助成金等に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

本市の廃棄物最終処理施設事業(土地改良清美事業)は、地元住民の方々と協力しながら実施している事業であり、その活動等に助成を行っています。

助成金の支出については、その使途が助成金の目的に整合し適切なものであるかなどを決算書等の報告書類により確認しています。本助成金は地元との協定に基づき支出しているものであるため現在のところ証拠書類等の確認は行っていないませんが、当該書類等の提出を求めべく助成団体と協議していくこととしました。

18. 観光振興課

(1) 公益社団法人奈良市観光協会補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について
(観光戦略課)

【監査結果】

観光振興課は、奈良市観光協会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行ってい

ない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。

- ・再補助先での補助金の使途の確認について

(観光戦略課)

【監査結果】

奈良市観光協会は、市から交付された補助金の一部を再補助という形で、春日若宮おん祭、奈良大文字保存会等に合計で22,552千円を交付している。所管課は、再補助先である団体の決算書については入手しているが、再補助先の支出に関する証拠書類を確認することにより使途の適切性を検証していなかった。

そもそも補助金は、原則的には、対象である団体に直接交付すべきである。これについて所管課の説明によれば、同協会が再補助先の多くについて事務局として執行管理を行っているため、事実上は直接補助と大差ない状況にあると認識しているとのことである。そして同協会からの補助の多くは、誘客に貢献する社寺の年中行事に絡んでの観光客の交通安全の確保を使途とした執行がされており、安全・安心を確保して多くの来客動員を維持し続けることを大きな目的としているとのことである。

確かにその目的は理解できるが、事実上は直接補助と大差ない状況にあるとの認識であれば、直接補助と同様に、証拠書類の確認を通じて目的に沿った使途・支出であることについて具体的に検証されるべきである。補助金の使途について証拠書類により確認することの必要性を十分に認識していなかったことが根本原因であると考えられる。特に、社寺の年中行事に市が補助しているようにも見受けられる外観を呈していることから、使途の確認が不十分であれば、補助金のあり方そのものを見直す議論にもなりかねない。

奈良市は、再補助先による補助金の使途が奈良市観光協会補助金の目的に合致したものであるというのであれば、再補助先の決算書を通覧するのみではなく、再補助先での支出に係る具体的な証憑書類等の確認を実施することにより、市民に対する説明責任を果たせるようにしていくべきである。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。

- (2) 柳生観光協会補助金

② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

本補助金についても、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。

- (3) 大仏堂保護事業補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

(観光戦略課)

【監査結果】

本補助金についても、交付先より収支報告は受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

補助金額が多額ではないため、令和2年度の補助金額を確定する際に、領収書等の証拠書類の保存を依頼し、疑義があるものについては突合確認を実施しています。

(4) 月ヶ瀬観光協会補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について
(観光戦略課)

【監査結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

補助金額が多額ではないため、令和2年度の補助金額を確定する際に、領収書等の証拠書類の保存を依頼し、疑義があるものについては突合確認を実施しています。

(5) なら・観光ボランティアガイドの会補助金

② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。

平成29年度包括外部監査「観光行政に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 個別事業に係る監査の結果及び意見

【7】柳生の里観光施設運営管理経費

2. 監査の結果及び意見

② 監査の結果

(1) 指定管理料の執行について

- i) 指定管理業務に係る領収書等を保管するよう指導すべき

(観光戦略課)

【監査結果】

監査人が平成28年度の旧柳生藩家老屋敷と旧柳生藩陣屋跡の指定管理料に係る収支報告書を閲覧したところ、平成29年3月の人件費支出が、他の月の2倍以上に急増していた。(表省略)

市によると、指定管理者は柳生の里観光施設の管理運営に協力して頂いた地域のボランティアらに対して支払った1年分の謝礼金を人件費に計上しており、その結果3月の人件費支出が他の月の2倍以上になったとのことだった。しかし、そのうちの一部謝礼金の支払については領収書を徴収していないとのことであった。

指定管理者は指定管理事業の運営に要した経費の支払事実を証明する書類を保管すべきであり(柳生の里観光施設の管理に関する基本協定書第12条)、市は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。また、市は収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、今後は領収書と会計帳簿との照合などによるチェックを行うべきである。

【措置の内容】

平成29年度の指導以来、現地を訪問し、領収書と会計帳簿との照合等の確認を行っています。

平成30年度包括外部監査「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見

【6】コミュニティスポーツ施設

2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者からの財務報告について (コミュニティスポーツ会館・広場)

② 監査の結果

- i) 収支報告を事実に基づき適切に作成すべき
(スポーツ振興課)

【監査結果】

平成28年度の「田原地区コミュニティスポーツ広場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。

スポーツ振興課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理料の範囲内の広場の運営が困難であったため、指定管理者である田原地区自治連合会が事業費の補填を行い、これを収支報告書に記載していなかったとのことであった。

収支報告は指定管理者の業務実績を確認するための重要な資料であり、またスポーツ振興課が収支報告の異常な点を看過しており、指定管理者の業務実績の把握が十分なのか疑問である。また、仮に施設を指定管理料の範囲内で運営することが困難なのであれば、指定管理料の増額もしくは市と地域の自治連合会等の間での業務の仕様内容及び費用分担の在り方を検討する契機であるとも考えられる。

スポーツ振興課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実施状況を適切に把握し、今後のコミュニティスポーツ広場の運営を指導すべきである。

【措置の内容】

指定管理者の平成30年度収支報告書から、不明な点についてその都度説明を求めることにより、業務実施状況を適切に把握しています。

(令和4年3月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年3月28日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同		中	本 勝
同		塚	本 勝
同		森	岡 弘之

J R奈良駅周辺整備事務所

監査結果公表日 令和2年3月30日 (奈良市監査委員告示第3号)

措置結果通知日 令和4年3月14日

[監査の結果]	[措置の内容]
J R奈良駅南地区土地区画整理事業費の切手類受払簿を査閲したところ、購入した切手の支出負担行為額と切手類受払簿の切手受入額が一致していなかった。 切手類は現金等価物であるため、購入の事実に基づき正確に切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。	監査の指摘を受け確認したところ、切手類受払簿の記載誤りが原因であったため、令和2年2月7日に切手類受払簿の訂正を行いました。 今後は購入の事実に基づき、切手類受払簿の正確な記載に努めます。

中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。）

監査結果公表日 令和2年12月28日 (奈良市監査委員告示第16号)

措置結果通知日 令和4年3月17日

[監査の結果]	[措置の内容]
施設修繕の関係書類を査閲したところ、予定価格及び契約金額が20万円以上であり、かつ、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴取しておらず、また、受注者から請書	西部図書館における空調設備の修繕が予定価格20万円以上となりましたので、令和3年12月14日に見積書を2人以上の者から徴収し、契約相手を決定いたしました。

を徴取していなかった事例が 2 件見受けられた。
 予定価格が 20 万円以上の場合、奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2 人以上の者から見積書を徴取した上で契約相手方を選定されたい。また、契約金額が 20 万円以上の場合、同規則第 21 条の 2 の規定に基づき、受注者から請書を徴取されたい。
 なお、請書の提出については、平成 31 年 4 月に同規則が改正されたところであるため、主務課は契約に関する例規の改正に注意を払い、適正に契約事務を行われたい。

奈良町にぎわい課

監査結果公表日 平成 30 年 6 月 29 日（奈良市監査委員告示第 10 号）

措置結果通知日 令和 4 年 3 月 22 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>転害門前駐車場使用料については、徴収事務を指定管理者に委託しているが、定期券の販売枚数を、指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。また、定期券販売時の領収書にはあらかじめ連番が付されていたものの、指定管理業務以外の用途にも使用されていたため、当該業務としての通し番号となっておらず、徴収された金額が適正であるかの判断ができなかった。さらに、指定管理者は、定期券での駐車場使用料を 3 か月分まとめて徴収していたが、一括して入金するのではなく、利用月ごとに 3 回に分けて指定金融機関に入金していた。</p> <p>所管課は、公金である使用料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、定期券の申込書及び領収書控えなどに基づき販売枚数を把握した上で、駐車場使用料の収入額との照合を行われたい。また、領収書は当該委託業務専用で使用し、徴収した使用料は速やかに全額入金するよう指定管理者を指導されたい。</p>	<p>平成 30 年 9 月から指定管理者に対し、定期券の販売について、専用の領収書を使用すること及び駐車場使用料を利用月単位で徴収し、速やかに入金するように指導し、改善を確認した。</p> <p>また、令和 3 年 6 月から指定管理者に定期券の申込書及び領収書控えの提出を求め、駐車場使用料の納入額及び指定管理者が作成した報告書に記載されている駐車場使用料の収入額と照合するように改めた。</p>

(令和 4 年 3 月 28 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 4 年 3 月 30 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 塚 本 勝
 同 森 岡 弘 之
 奈監第 87 号
 令和 4 年 3 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸 様
 奈良市議会議長 土 田 敏 朗 様
 奈良市教育長 北 谷 雅 人 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	塚	本	勝
同	森	岡	弘之

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果（令和3年奈良市監査委員告示第17号で公表済み）において、一部継続監査としていた案件について、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 継続監査対象

（教育委員会）

教育部 保健給食課

2 監査期間

令和3年10月11日から令和4年3月23日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和3年8月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

継続監査とした案件の監査結果は、以下のとおりである。

保健給食課

【意見】

保健給食課は、奈良市学校保健会（以下「学校保健会」という。）に対し補助金を交付している一方で、学校保健会の事務局も担っている。

このような関係においては、補助事業に関わる経費の支出が交付目的に沿って適正に行われているかを保健給食課がチェックする際に、その判断が甘くなる危険性は拭いきれず、公正な補助金交付の審査に支障が生じるおそれがある。

また、他団体に係る事務を勤務時間中に行うことは、地方公務員法における職務に専念する義務に反するともとられかねない。

これらのことから、保健給食課に対し、学校保健会の事務局を担うことの必要性や妥当性について説明を求めたところ、令和4年2月24日付け文書でおおむね次のような見解が示された。

学校保健会の事業のなかでも最重要案件として「学校園の水質調査」や「市立学校の定期健康診断及び各種検診」がある。これらはいずれも学校保健安全法に基づく保健給食課の業務でもある。保健給食課が学校保健会の理事会に対し、各種検査や健康診断の結果に係る報告書を提出し、それらを基に、水質検査や健康診断に直接携わっている医師、歯科医師、薬剤師、養護教諭等の代表である理事が協議、検討、意見交換等を行っている。理事会での意見等は、市にフィードバックされ、市立学校園の子どもたちの健康増進のための施策展開に寄与することとなる。

このように、保健給食課は学校保健会の理事と健康診断等の業務を通じて関連があり、それらの要として機能しているため、保健給食課が学校保健会の事務を行わないと、業務における有機的な連携に支障をきたすおそれがあると考えており、外部への移管は困難である。

また、学校保健会の予算規模は少額であるため、事務局を独自に設置することも困難である。

こうした回答から考察すると、確かに現在の保健給食課の保健・総務係の所掌事務と、学校保健会の設置目的及び事業の内容が、どちらも学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の趣旨に基づき行われているものであり、密接な関連性があることは理解できる。

しかし、そのことが学校保健会の事務を担う必要性や妥当性の根拠としても、補助金の交付申請者と交付決定者が実質的に同一であることによりチェック機能が不全となるおそれに対する説明や、補助金交付事務が公正に行われるよう管理体制を築くなどの備えは必要である。

また、継続して事務局業務を担う必要があると考えるならば、奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）に、保健給食課の所掌事務として「奈良市学校保健会の事務局に

関すること。」と明記すべきである。

(令和4年3月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之
奈監第88号
令和4年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議員 土 田 敏 朗 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部 廃棄物対策課 衛生浄化センター 収集課
土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）
環境政策課

都市整備部 都市計画課 都市政策課 JR新駅周辺整備推進課
JR奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所

建設部 土木管理課 地籍調査室 道路インフラ保全課 道路建設課
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局

(企業局)

経営部 経営企画課 共同事務推進課
事業部 給排水課 下水道事業課

2 監査期間

令和4年1月13日から令和4年3月23日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和3年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

収集課

【指摘】

臨時職員が退職する際における賃金の一部返納に係る債権について、奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）第5条に規定されている債権管理台帳が整備されていなかった。

債権者との交渉経過等を記録し、債権を適正に管理、回収するために債権管理台帳を整備されたい。
土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）

【意見】

最終処分地の事業推進等助成・交付金経費として、地元等の各団体に交付している「奈良市南部土地改良清美事業の推進に伴う事業推進助成金及び環境保全対策助成金」他2件の助成金、交付金について、各交付対象団体から徴取している令和2年度決算書及び令和3年度予算書について査閲したところ、それぞれ会議費や役員等の手当、その他活動経費等の科目の記載があったが、それらの支出内容が正確かつ適正であるかについて、証憑書類による確認が行われていなかった。

一般的に、助成金等は公金が財源となっていることから、執行状況の妥当性について多くの市民が納得できるよう説明責任を果たす必要がある。決算書の内容の厳密なチェックを行うため、支出内容が確認できる領収書等の証憑書類（原本）の提出を求め、助成金等が適正に執行されているかを確認する必要がある。

都市整備部

JR奈良駅周辺整備事務所

【意見】

JR奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う現場技術業務委託については、受託者の現場技術員がJR奈良駅周辺整備事務所内において、市の技術職員の不足を補うために、積算補助、監督補助及び工事管理業務を行っているものであるが、当該受託者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定されている秘密を守る義務がなく、さらに、市が発注する他の契約の受注者にもなり得る立場でもあることから、情報漏えい等のセキュリティ面でのリスクが高い点で問題があると考えられる。

また、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、業務委託の場合、受託者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされている。しかし、現状は業務を独立して処理しているとはいえないようにもみえることから労働者派遣との違いに留意する必要がある。

前回監査時と比較すると、契約書に奈良市個人情報取扱特記事項を添付し、また、現場技術員の作業場소를市職員とは別に用意するなど、改善が見受けられたものの、依然上記の様なリスクが存在しているため、抜本的な解決方法である市の技術職員の配置について、引き続き人事課等の関係部署と協議されたい。

建設部

土木管理課

【指摘】

行政財産使用許可（無線基地局）の使用料の徴収について、算定において準用する奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）の別表に記載の金額ではなく、占用料徴収事務の取扱いについて（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号道路局路線課長通達）に記載された金額を徴収していた。

行政財産使用料の徴収は、行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）の規定に基づき、適正に行われたい。

【指摘】

道路占用料等における使用許可手続において、調定処理が遅延していた。また、道路占用料等の納期限が通知書発行日の翌月末になっていた。なお、当該納期限を定めた旨の市長決裁を確認しようとしたところ、監査期間内に提示はなかった。

道路占用料等の使用許可手続については、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第11条第1項の規定に基づき、速やかに調定処理を行うとともに、納期限については、同条第2項及び奈良市道路占用料に関する条例（昭和28年奈良市条例第11号）第3条の規定に基づき、市長決裁を得た上で期日を定めるか、あるいは、納入の通知をする日から20日以内の日付に設定されたい。

道路インフラ保全課

【意見】

トンネル及び橋梁の定期点検業務委託に係る関係書類を査閲したところ、設計当初に注意していれば避けられた変更契約が見受けられた。

具体的には、トンネルの点検面積について、トンネルの内側部分のみを算定し、路面及び起終点坑門部分の面積が算入されていなかったため、結果的に点検面積が増加したものや、橋梁の桁下高が 5 メートル以上あるにもかかわらず、安全性の低い手法が採用されていたため、より安全性の高い手法に変更したものがあつた。

これらの変更内容は、作業開始後でないとは判明しないものではなく、特にトンネルの坑門部分については、市が参照する「奈良県道路トンネル定期点検要領」にも標準的な点検対象箇所として挙げられている項目である。

所管課においては、県の歩掛りや過去の実績を参考に設計書を作成しているが、それでも現場の状況等に応じてやむを得ない契約変更が生じることは理解できる。しかし、当初の設計書は、適切な入札等を行う上で重要な役割を果たすものであることから、今後においては万全の注意を払って作成されたい。

(企業局)

経営部

経営企画課

【意見】

企業局では、漏水に係る減免について「地下漏水等にかかる水道料金減免基準」を設け、使用者の善良な管理にもかかわらず発見できなかったメーターの下流側の給水装置の破損等により漏水したと認められる場合に限り適用するとしている。

本年度においては 1 件で 170 万円を超える減免が認められたケースがあり、使用者からは漏水料金減免申請書、給水装置修繕報告書が提出され、さらに給水装置の維持管理について年 1 回以上の保守点検等を実施していたことや今後も善良な維持管理を約することなどを記載した誓約書が添付されていたものの、善良な管理が行われていたかどうかについて実質的な審査は行っていない。

本件は、特に大規模な漏水事案であるだけに、保守点検結果の提示の要求、日常的な管理体制の聴取や現場の確認等の十分な調査に基づく減免の審査が必要であった。水の供給には給水原価がかかっており、また貴重な水資源を無駄にしないという観点からも、漏水減免の承認の際は、より慎重な審査を実施されたい。

事業部

下水道事業課

【指摘】

開発寄附金における、奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）及び同施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 7 号）に規定する減免申請に対し、減免を承認決定する際の決裁権者について、減免額から判断して管理者決裁とすべきところを課長専決としていた。

奈良市企業局事務専決規程（昭和 41 年奈良市企業局管理規程）の規定に従い、正しい決裁区分とされたい。

(令和 4 年 3 月 30 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人福竹徹から監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別添のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 30 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 塚 本 勝
 同 森 岡 弘 之

(令和 4 年 3 月 30 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 9 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により

奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年3月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
エイシン設備工業株式会社	代表取締役 森田 征樹	大阪府大阪市東住吉区住道矢田六丁目8番6号	令和4年3月15日

(令和4年3月30日掲示済)

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第9条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したので、同規程第10条第5号の規定により次のとおり公示する。

令和4年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定の停止期間
株式会社 平城設備	代表取締役 岡西 浩希	奈良県奈良市西ノ京町1-37	令和4年4月1日から 令和4年9月30日

処分の理由

上記の奈良市企業局指定給水装置工事事業者（以下「本事業者」という。）が本市に対し、令和3年12月8日付けで申し込んだ住宅新築工事に伴う給水装置の新設工事について、同月20日、本市の承認を受けることなく同工事を施行し、また、無断通水をした（以下「本件各行為」という。）。

本件各行為により、本事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の3第1項第3号ホ及び奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第5条第3号オの「業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当するため、法第25条の11第1項第1号並びに規程第8条第2号及び第9条に基づき、指定の取消し又は効力停止の対象となるものである。

本件各行為は、いずれも奈良市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準を定める奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱第11条（別表）に定める指定の効力停止6月の場合に相当する。

よって、本事業者に対し、奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の効力を6月停止する。

(令和4年3月31日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第4号

令和4年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和4年3月18日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

- 1 日 時
令和4年3月25日（金） 午前10時から
- 2 場 所
奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室
- 3 会議に付すべき事案
教育長報告
(1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について
(2) 市立幼稚園の再編実施方針について

議事

議案第55号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について

議案第59号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長について

議案第60号 奈良市教育委員会における奈良市情報公開条例に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱の制定について

議案第61号 奈良市立富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱の廃止について

議案第62号 旧辰市幼稚園の土地、建物及び工作物の用途変更について

議案第63号 奈良市指定文化財の指定について

その他報告事項

(1) 「生活調べ」アンケートの結果について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年3月18日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第6号

奈良市選挙管理委員会の委員長 西久保 武志（住所 奈良市六条一丁目13番31-3号）は令和4年3月31日当該委員長を退職しました。

令和4年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長職務代理者

植田 茂

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第7号

令和4年3月22日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

令和4年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

氏名 植田 茂

住所 奈良市高畑町859番地の9

(令和4年3月31日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を奈良市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定しました。

令和4年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

奈良市選挙管理委員会

委員 西久保 武志

住所 奈良市六条一丁目13番31-3号

(令和4年3月31日揭示済)